

# 金融所得の実態に関する分析

## ～「1億円の壁」を読み解く～

日 本 証 券 業 協 会

2 0 2 2 年 8 月

# 目 次

## 1. 「金融所得」のあらまし

## 2. 資本所得と資産の分布について

- (1) 家計構造調査(総務省)による分析(世帯の上位10%、5%、1%レベル)
- (2) ミニ経済白書による分析
- (3) ジニ係数による資本所得の不平等度の分析(ミラノヴィッチによる分析)

## 3. 「多額の資産を有する者」(いわゆる富裕層)について

- (参考1) 相続税・贈与税について
- (参考2) 相続税評価が家計の資産選択に与えている影響について

## 4. 「多額の所得を得ている者」について(ピケティによる分析)(納税者の0.1~0.01%レベル)

## 5. 「多額の金融所得を得ている者」のプロファイリングについて

- (参考3) 金融所得課税を考える際の留意点について(メモ)
- (参考4) 財務省資料
- (参考5) 令和4年度税制改正大綱(抄)

# **1. 「金融所得」のあらまし**

ピケティは著書「21世紀の資本」で、所得は2つの部分で構成されているとしている。

### ①労働からの所得

賃金、給与、ボーナス、非賃金労働からの稼ぎ、その他労働関連として法律で規定されている報酬

### ②資本からの所得

賃料、配当、利子、利潤、キャピタル・ゲイン、ロイヤルティといった、土地や不動産、金融商品、産業設備など、やはり厳密な法的分類にかかわらず単に資本を持っていることで得られる所得



「資本からの所得」のうち、特に金融商品から得られる所得(利子、配当、株式譲渡所得等)を「金融所得」と呼ぶことが多い。

(参考)政府税制調査会・金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(2004年6月)  
現行税制において金融所得は利子、配当、株式譲渡所得等の様々な異なる所得分類に属し、…

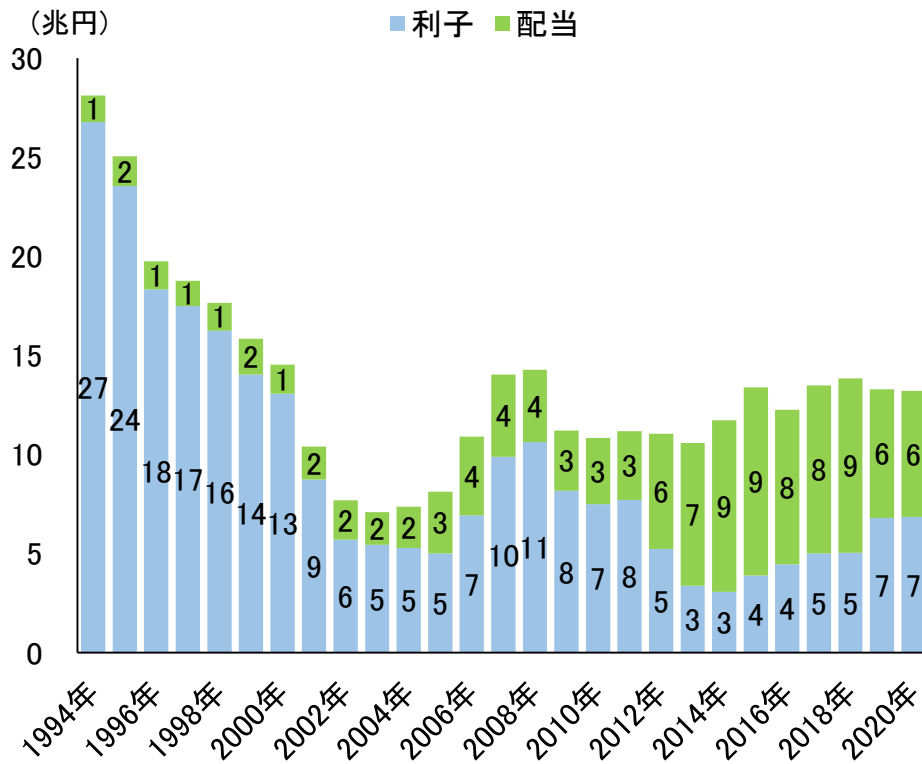
(注)「金融所得」は、国際的には「資本所得」の文脈で議論されることも多い

## 家計における金融所得(利子・配当)の推移

- 金融所得（利子・配当）は1994年に約28兆円であったものが、現況では半減して約13兆円で推移している。
- 金利低下で利子所得が減少する一方、配当所得は増加傾向にあり、2012年以降は配当所得が利子所得を上回っており、配当所得が6兆円を超過。

⇒家計にとって配当所得の重要性が増している。

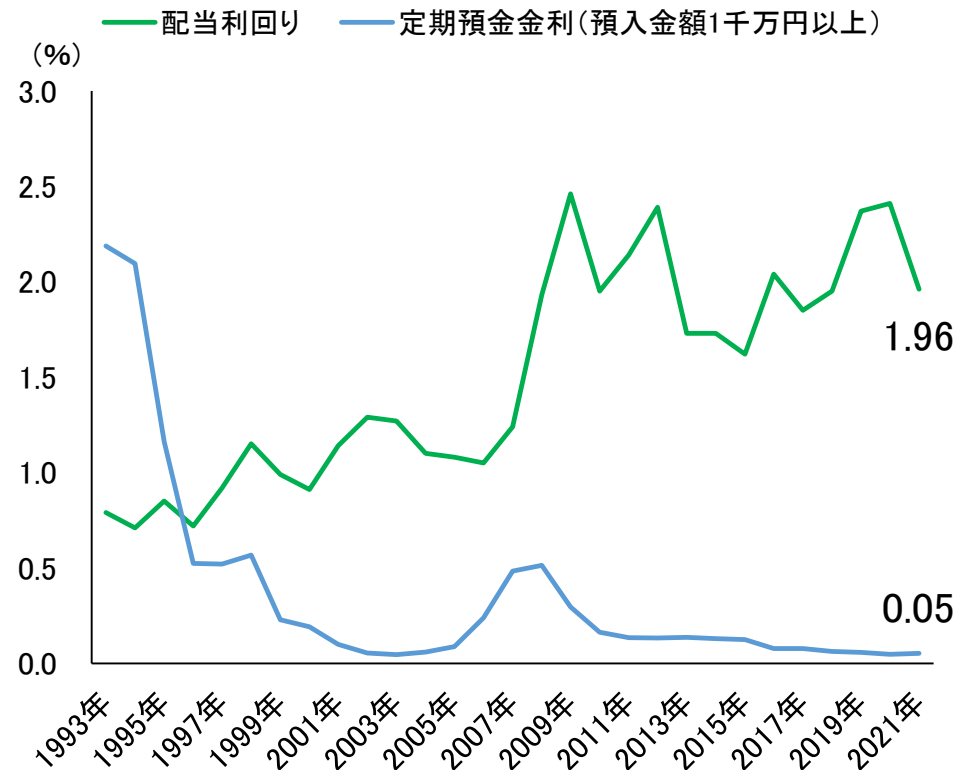
### 家計における金融所得の推移



(注) 1. 利子には預金だけでなく公社債利子を、賃貸料には特許権等使用料を含む。  
 2. 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年(7～9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。

(出所) 内閣府「国民経済計算」

### 配当利回りと定期預金金利の推移



(注) 配当利回りは、東証第一部上場企業の加重平均利回り。

(出所) 日本銀行「定期預金の預入期間別平均金利」、東京証券取引所「統計月報」

# 我が国の所得税の構成

## 総合課税

各種の所得金額を合計した総所得金額から、  
所得控除の合計額を控除し、  
その残額に税率を乗じて税額を計算  
(5～45%の累進課税)

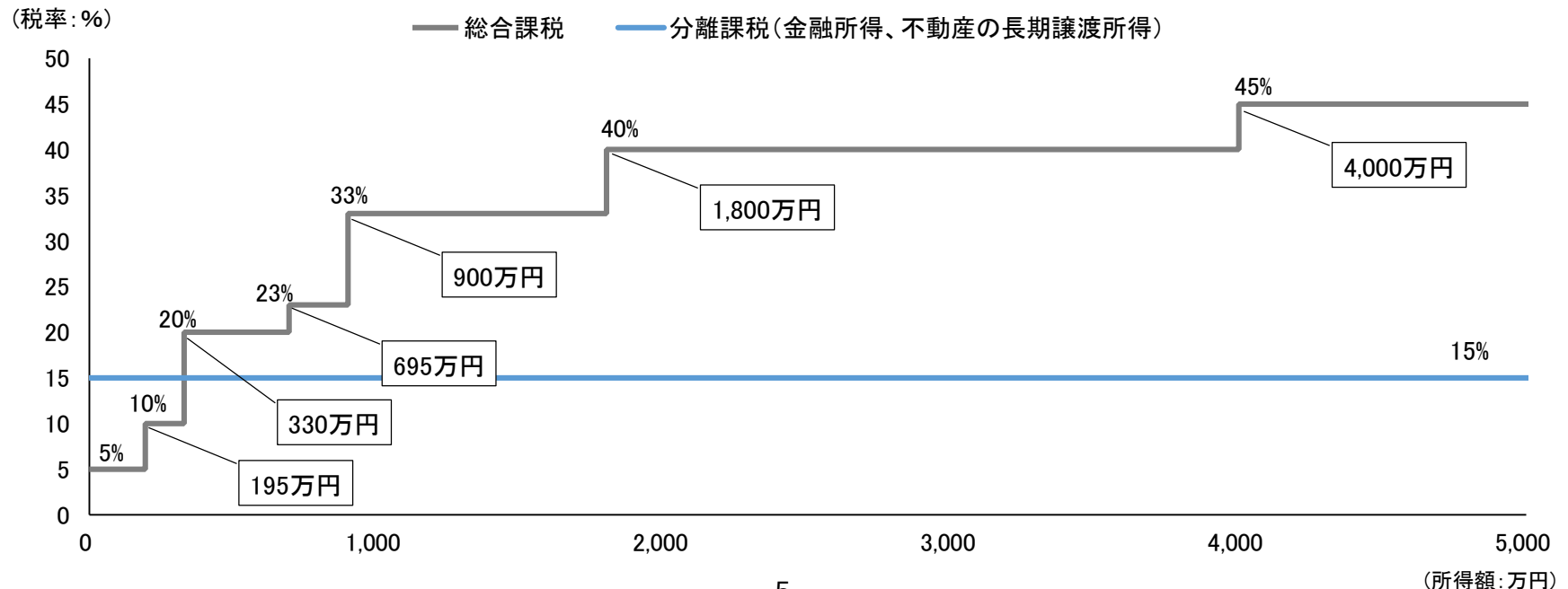
- ・給与所得
- ・不動産所得
- ・事業所得
- ・一時所得(※二分の一を課税所得に算入)
- ・非上場株式等の配当所得
- ・大口株主が受け取る上場株式等の配当所得

## 分離課税

他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算

- 源泉分離: 源泉徴収により納税が完了
- 申告分離: 確定申告により税額を計算

- ・土地建物の長期譲渡所得(15%)
- ・金融所得＝株式等の譲渡所得等
  - 利子所得(15%)
  - 上場株式等の配当所得(15%)
  - 株式等の譲渡所得等(15%)
  - 先物取引等の雑所得等(15%) ...



## 我が国の所得税の徴税体制

### 日本税理士連合会・税制審議会「源泉徴収制度のあり方について」より

わが国の国税収入の約30%を占める所得税収は、年間およそ20兆円であるが、そのうち約16兆円は源泉徴収税額である（令和2年度の一般会計当初予算）。このような税収構造をみると、源泉徴収制度は、わが国の税制において極めて重要な意義を有していることは明らかであり、同制度が有効に機能するためには、源泉徴収義務者が適正に事務を履行する必要がある。

### 源泉徴収

特定の所得について、その所得の支払の際に  
支払者が所得税を徴収して国に納付する仕組み

・給与所得者（年末調整で納税完了）

**約4,451万人**（令和2年分）

※1年を通じて勤務した給与所得者のうち、源泉徴収により所得税を納税している者。

・源泉徴収あり特定口座（確定申告不要制度）

**約3,032万口座**（令和3年6月末）

・預貯金口座（源泉分離）

### 確定申告

1年間の全ての所得の金額とその税額を計算し、  
源泉徴収された税金等との過不足を精算する手続き

・納税申告者

**約657万人**（令和2年分）

うち、株式等の譲渡所得等がある者

**約18.3万人**

うち、不動産等の分離長期譲渡所得がある者

**約27.4万人**

### ※ 確定申告不要制度

確定申告をせず、源泉徴収だけで  
納税を完了させることを選択できる制度

（出所）国税庁「統計年報」、「申告所得税標本調査結果」  
日本証券業協会「証券会社における特定口座の普及状況調査」

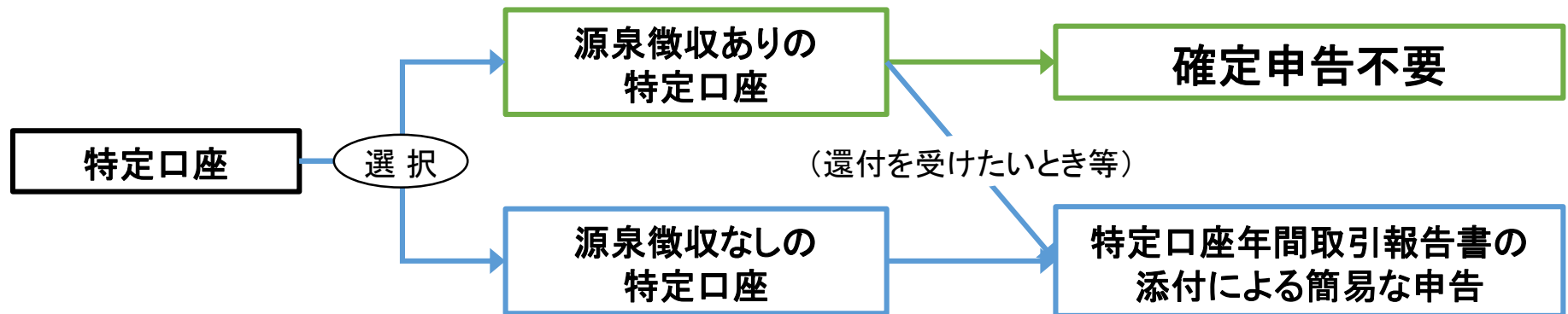
#### 【主な確定申告者】

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・個人事業主
- ・不動産所得がある人
- ・還付がある人
- ・分離課税である株式等の譲渡所得等のうち  
特定口座（源泉徴収なし）、一般口座の人
- ・総合課税である大口株主等（3%以上）の配当等

## (参考)特定口座制度について

- 平成15年1月より投資家の利便性向上のために導入された制度
- 特定口座を利用すると、口座内で行った取引について、証券会社等が株式等の譲渡損益を計算するので、確定申告が簡易に行える
- 投資家は、源泉徴収ありの特定口座を選択することで、確定申告を不要とすることができる
- 源泉徴収ありの特定口座を選択していて還付を受けたい場合や、源泉徴収なしの特定口座を選択した場合には確定申告が必要となるが、証券会社から交付される特定口座年間取引報告書を添付することで、所得計算等の申告にかかる手間を省くことができる

⇒ 税務当局の申告事務対応の負担が軽減され、徴税コストの削減にもつながっている



### <証券会社における特定口座の利用状況(2021年6月末時点)>

| 取扱証券会社数 | 特定口座数         | うち源泉徴収選択口座数   |
|---------|---------------|---------------|
| 154社    | 3,270万6,480口座 | 3,032万3,894口座 |

(出所) 日本証券業協会

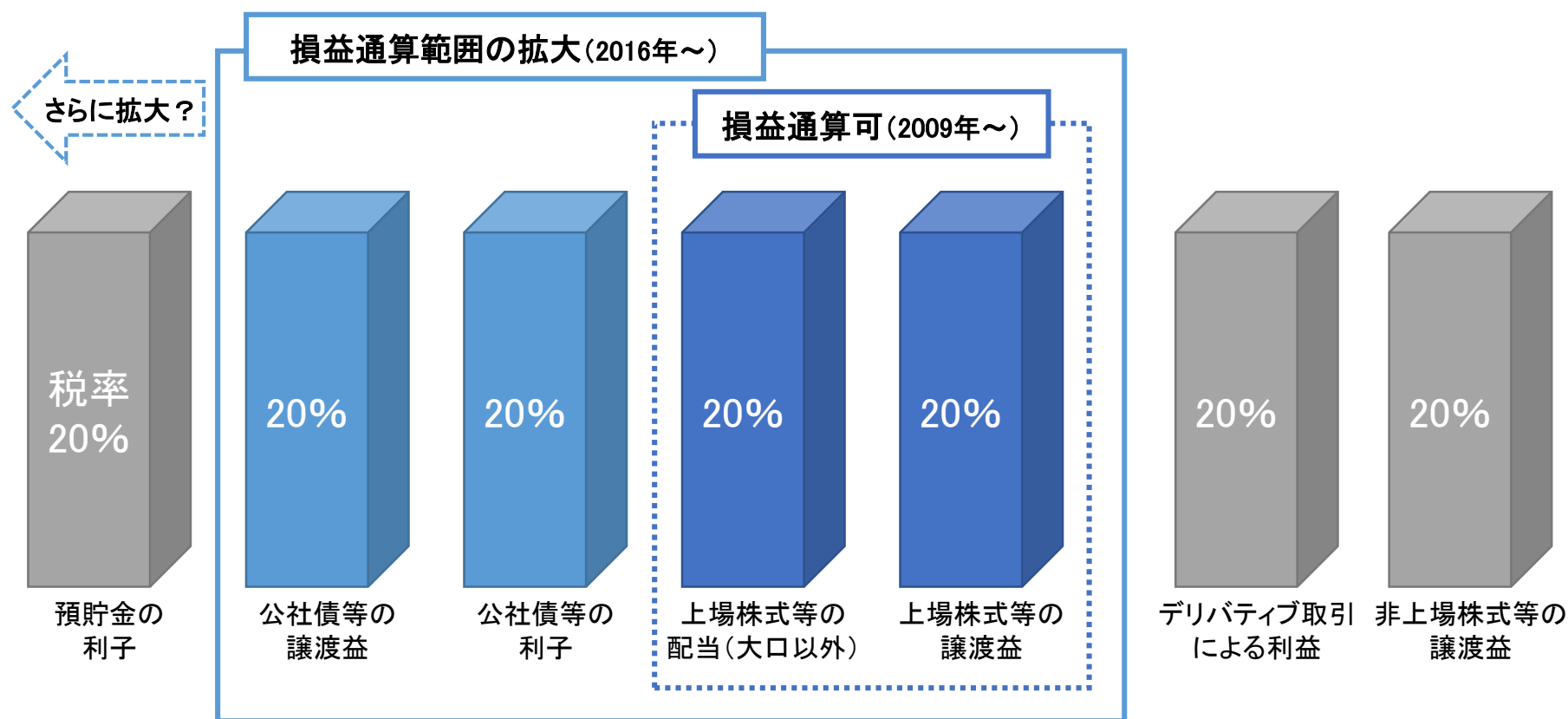
(参考) 国税庁「統計年報(令和2年分)」

源泉徴収選択口座内調整所得金額等 3兆2,793億円／源泉徴収税額 5,113億円



## 金融所得課税(分離課税、一律20%比例税率)～金融商品間の課税方式の均衡化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。
- 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応じて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当。



(注) 1. 税率の内訳は、国税15%、地方税5%。

2. 大口株主等に係る上場株式等の配当、非上場株式等の配当は、事業参加的側面が強いこと等から総合課税とされている。

(出所) 財務省資料等をもとに日証協作成。

金融所得(＝金融商品から生じる利益や損失)について  
 <主な個人向け金融商品に対する課税関係>

| 商品区分     |                   | 保有段階              | 換金(売却・解約)段階       |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 預貯金      |                   | 20.315%<br>源泉分離課税 | —                 |
| 公社債等     | 特定公社債等            | 20.315%<br>申告分離課税 | 20.315%<br>申告分離課税 |
| 株 式      | 上場株式              | 20.315%<br>申告分離課税 | 20.315%<br>申告分離課税 |
|          | (大口株主等)           | 総合課税              |                   |
|          | 非上場株式             | 総合課税              | 20.315%<br>申告分離課税 |
| 株式投資信託   | 公募株式投信            | 20.315%<br>申告分離課税 | 20.315%<br>申告分離課税 |
|          | 私募株式投信            | 総合課税              | 20.315%<br>申告分離課税 |
| デリバティブ取引 | 先物・先渡・<br>オプション取引 | —                 | 20.315%<br>申告分離課税 |
|          | その他<br>デリバティブ取引   | —                 | 総合課税              |

※ 一般公社債等の利子は20.315%の源泉分離課税。売却益(償還益)は20.315%の申告分離課税。

## 金融所得への課税方式の国際比較

➤ 資本所得(金融所得)については基本的に分離課税または非課税。

|                             | 株式譲渡益                     | 配当                   | 利子                |
|-----------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------|
| 分離課税の所得に対して一律の税率を課す国        |                           |                      |                   |
| 日本                          | 申告分離課税: 20%               | 申告分離課税: 20%          | 源泉分離課税: 20%       |
| ドイツ                         | 分離課税: 26.375% ※ 総合課税を選択可能 |                      |                   |
| フランス                        | 分離課税: 12.8% ※ 総合課税を選択可能   |                      |                   |
| スウェーデン                      | 分離課税: 30%                 |                      |                   |
| 分離課税の所得の額に応じて税率が変化する国       |                           |                      |                   |
| イギリス                        | 分離課税: 10、20%              | 分離課税: 7.5、32.5、38.1% | 分離課税: 0、20、40、45% |
| アメリカ ※                      | 分離課税: 0、15、20%            | 分離課税: 0、15、20%       | 総合課税: 10～37%      |
| 地政学的にみると東アジアでは株式譲渡益は非課税が一般的 |                           |                      |                   |
| シンガポール<br>香港                | 非課税                       |                      |                   |
| 中国                          | 非課税                       | 分離課税: 20%            | 非課税               |
| 台湾                          | 非課税                       | 分離課税: 28%            | 総合課税: 5～40%       |
| 韓国                          | 非課税                       | 分離課税: 15.4%          | 分離課税: 15.4%       |

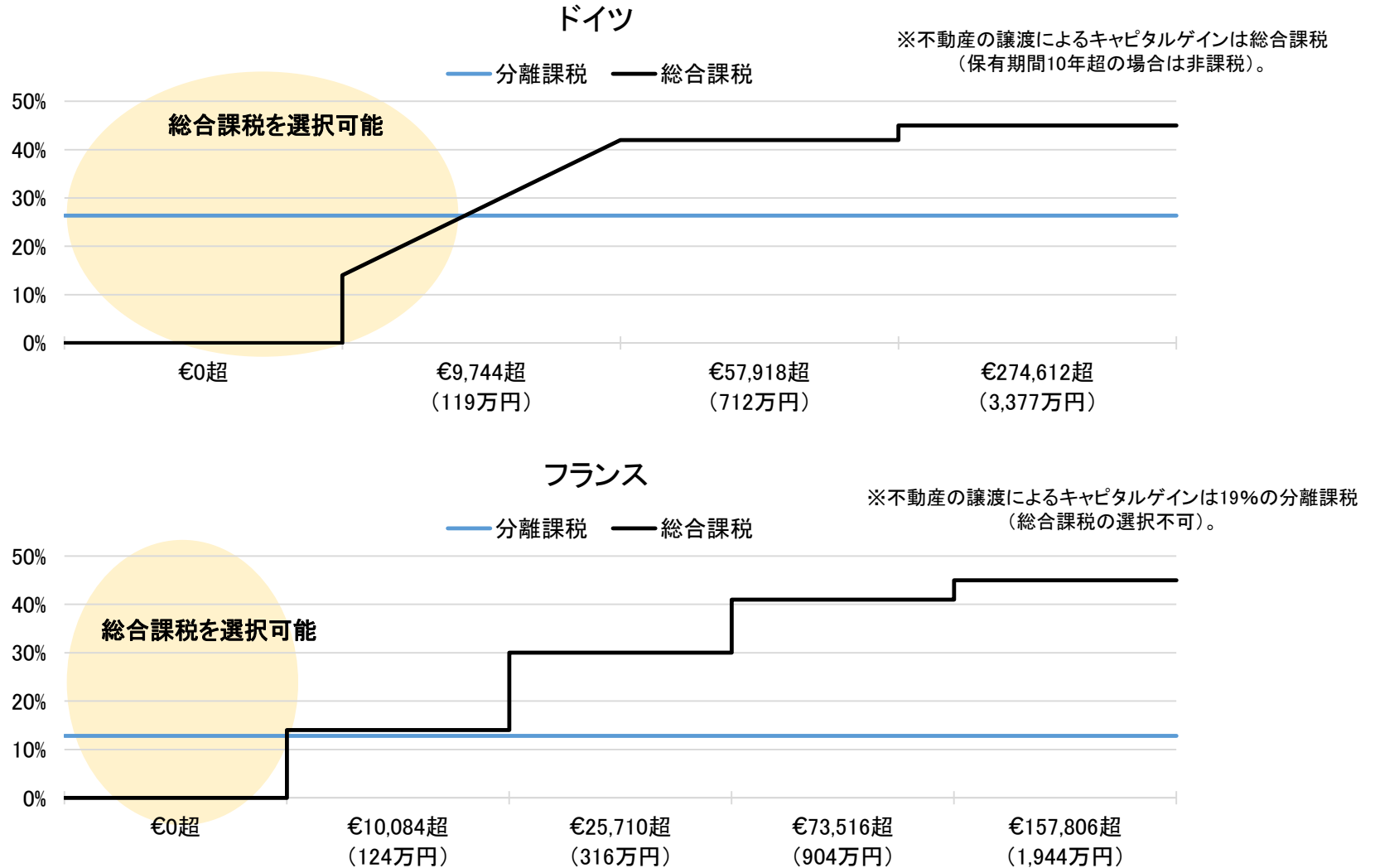
(注) 1. アメリカの税率は、長期キャピタルゲイン(保有期間が12か月超の資産から得たキャピタルゲイン)及び適格配当(配当落日の前後60日の計121日間に60日超保有する株式の配当)に係るもの。それ以外のキャピタルゲイン及び配当は、他の所得と合算したうえで総合課税の対象となる。また、これ以外に州税がかかる場合がある。

2. 2,000万ウォンを超える株式譲渡益に対しては20%の分離課税、

(出所) 財務省、大和総研等より日証協作成。

## (参考) 独仏の税率

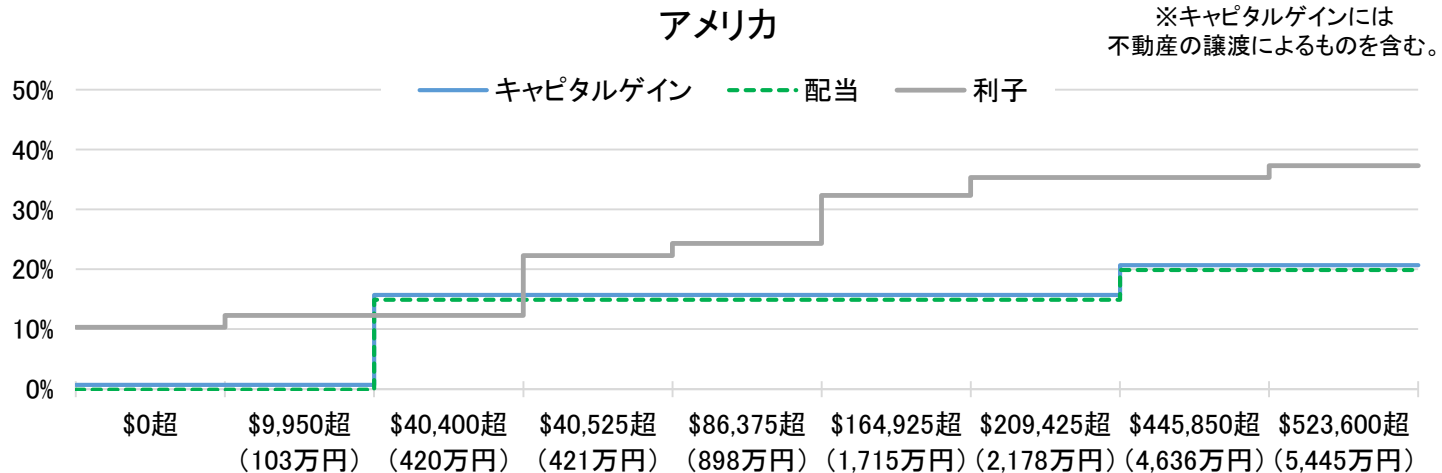
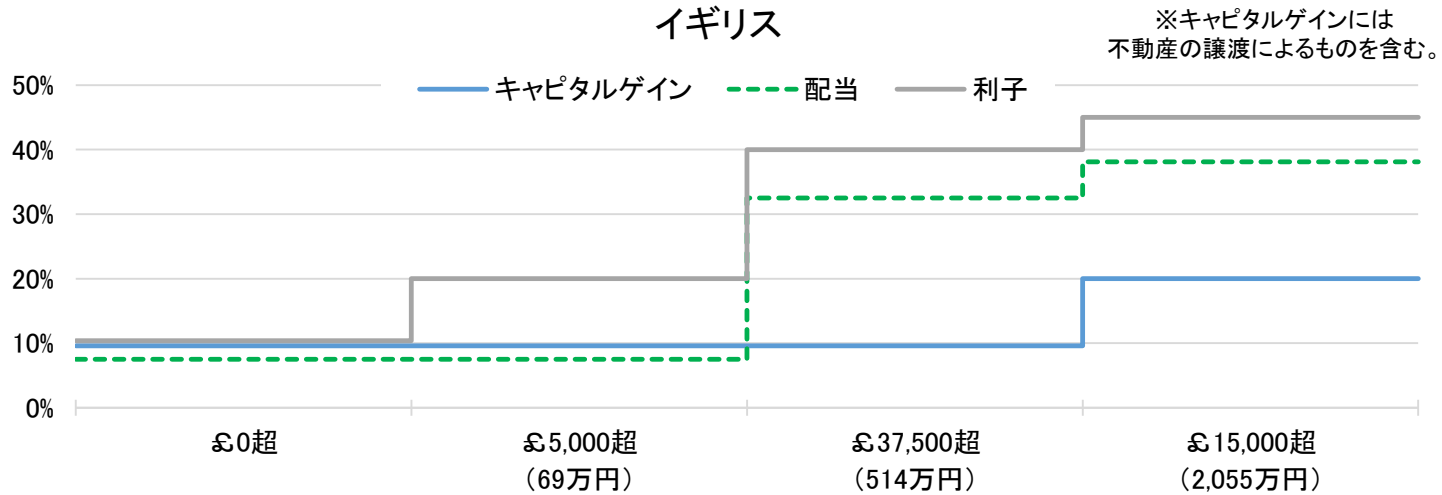
- 分離課税を一律の税率としている独仏では、総合課税を選択可能とすることにより、低所得者層(総合課税の税率が分離課税の税率を下回る層)に対する配慮を行っている。



(注) 1ユーロ=123円。  
(出所) 財務省、金融庁より日証協作成。

## (参考) 英米の段階的税率

- 分離課税も段階的な税率としている英米では、リスク資産による所得(キャピタルゲイン・配当)よりも、無リスク資産からの所得(利子)に対する税率を高くすることにより、資産選択に歪みが生じないようにしている。



(注) 1ポンド=137円、1ドル=104円。  
(出所) 財務省、金融庁より日証協作成。

# 日本の金融所得課税の主な変遷

| 年代                                    | 株式譲渡益 ※1                                                                                                | 配当所得                                                                                                                                                               | 利子所得                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1953年<br>1960年代<br><br>1970年代         | <b>原則非課税</b><br>(注)回数多、売買株式数大等の場合は総合課税。                                                                 | 1965年<br><b>源泉分離選択課税(税率15%)</b><br><b>申告不要制度(税率10%)</b><br>(注)源泉分離選択課税の税率は、<br>1967年20%、1973年25%、<br>1976年30%、1978年35%に引上げ。<br>申告不要の税率は、<br>1967年15%、1978年20%に引上げ。 | <b>源泉分離課税(税率10%)</b><br>(注)1955年から1957年までは非課税。<br>1959年に源泉分離課税復活。<br>1967年以降は税率15%。<br><br>1971年<br><b>総合課税</b><br><b>源泉分離選択課税(税率20%)</b><br>(注)税率は1973年25%、1976年30%、<br>1978年35%に引上げ。 |
| 1980年代<br><br>1990年代<br>2000年代        | 1989年<br><b>分離課税</b> (いずれかを選択)<br>{ 申告分離課税 (売値－買値) × <b>20%</b><br>{ 源泉分離課税 (売値 × 5%) × 20%             | 1980年<br>配当への二重課税に対する調整方法に関する検討 ※2                                                                                                                                 | 1988年<br><b>源泉分離課税(税率15%)</b>                                                                                                                                                          |
|                                       | 2003年<br><b>申告分離課税に一本化</b><br><b>本則税率15%</b> (時限で軽減税率7%)                                                | 2003年<br><b>源泉分離選択課税の廃止</b><br><b>本則税率15%</b> (時限で軽減税率7%)                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        |
|                                       | <b>2004年 政府税制調査会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」公表</b>                                                           |                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                        |
| 2010年代<br><br>2014年<br><b>本則税率15%</b> | 2009年<br>配当所得との損益通算  | 2009年<br><b>申告分離課税(税率15%)</b><br><br>2014年<br><b>本則税率15%</b>                  | 2016年(特定公社債の利子等)<br><b>申告分離課税(税率15%)</b><br>株式譲渡益、配当所得との損益通算<br><b>※預貯金の利子は源泉分離課税(損益通算不可)</b>                                                                                          |

(注)1. このほか、1953年に有価証券取引税が導入されているが、1999年に廃止。 2. 当時の税制調査会において、インピュテーション方式への移行が検討されたものの、具体的な制度変更には至っていない。  
 (出所)財務省ホームページより日証協作成

# 総合課税による資本所得への課税の問題点

(政府税制調査会・第44回総会(2006年5月)での奥野正寛委員のプレゼンテーションをもとに日証協作成)

## 日本の所得税の原則「包括的所得税」

その年の最初に持っていた資産が、1年後に、支出を含めて幾らに増えたか(包括的所得)に応じて、一括して累進課税をする(総合課税)ことで、稼得能力の高い人から低い人に再分配を行う

## 総合課税による資本所得への課税の問題点

### ① 支出税・消費税

人間の一生の中で、ある年の所得が多いということは、必ずしもその人が金持ちだということを意味しない。

例えば若者・高齢者の所得は非常に少ないかもしれない。しかし、一生で見れば中年で多額の所得を得る・得ていたかもしれない。逆に、ずっと所得に変化のない人もいるだろう。そういう意味では、その人の稼得能力とか担税力というのは、1年でとらえるのではなくて一生でとらえたほうがいいのではないか。

⇒ 一生でとらえると、特に金融所得は、一生で働いたお金を一生懸命運用した結果であるかもしれず、必ずしも稼得能力が高いとは言えないのではないか。

### ② 最適所得税と分類所得税

では、所得を全部一括することをせず、所得を分類してそれぞれ税率を変えてはどうか(最適所得税)。

税金をかけるということは、税率を高くすればするほど、一生懸命働いてもお金が入ってこないことになる。  
税率が高くなれば、そんな所得はあきらめたほうが良いというふうに思い始める。

⇒ 所得の種類によっては、税率を高くすればするほどその所得が減ってしまう。特に国際的競争の激しい金融所得に高い税率をかけると、日本で運用するのは損だということになり、外国に資金が逃げてしまう。その結果、日本全体としては損をしてしまう。  
最適所得税で考えるならば、むしろ金融所得税というのは低くしたほうがよいとされる。

### ③ 配当の二重課税

配当の原資は企業の利潤であり、株価には理論上、内部留保(企業の利潤が原資)が反映されている。

⇒ 企業の利潤は既に法人税が課されたものであるにもかかわらず、個人にそれが支払われた段階でさらに課税するのは二重課税ではないか。

## （1）我が国におけるこれまでの分離課税の歴史

日本では戦後、総合課税を原則としつつ、金融所得に関しては伝統的に分離課税・分類課税。

⇒各国、二元的所得税を取り入れ、基本的には金融所得をはじめとする資本性所得と労働所得を分けて取り扱い、金融所得に関しては分離課税・軽減税率。一部の国を除き、政府税調・金融小委員会が提言した方式を採用。

## （2）貯蓄から投資への政策的要請

これからの人口減少時代では、今我々が持っている金融資産をうまく効率的に活用することが経済活性化のために必要。

### ① 家計の資産選択に対して中立的な税制

様々な金融所得について、課税方式が均等化していること。

ある金融商品が分離で20%というのに対して、別のものは総合課税であるとか、異なる課税方式を入れれば入れるほど租税裁定というようなことが起こり、かえって金融市場が不活性化する。

### ② 損益通算範囲の拡大

投資リスクをできるだけシェアして、ポートフォリオ全体で損失と利益を通算可能にすることで、より効率的な運用ができる。

ある資産で損失が出て、ある資産で利益が出た場合には、その損益を通算することによって、その損失というものが、投資家の投資意欲を萎縮させることがないようにすることが大事。

## 日本の金融所得課税の目指す方向（二元的所得税の方向）

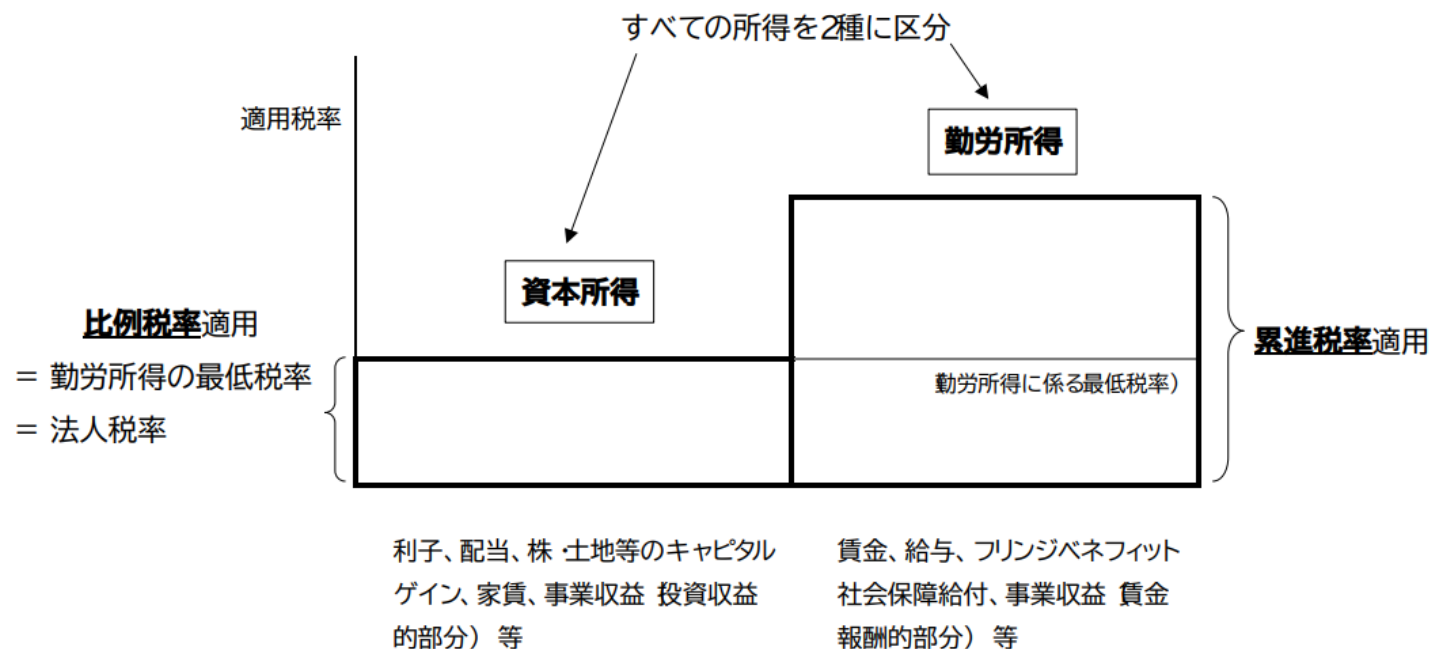
- ✓ 資本所得（金融所得）と労働所得は分けて取り扱うこと（二元的所得税）
- ✓ 税率は労働所得よりも低いものとする（比例税率）
- ✓ 金融商品間での課税方式は均衡化すること（分離課税）

＋株式譲渡損失との損益通算を認める範囲をできる限り広げていくこと



## 二元的所得税の理論的仕組み

— S. Cnossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 —



### (事務局説明)

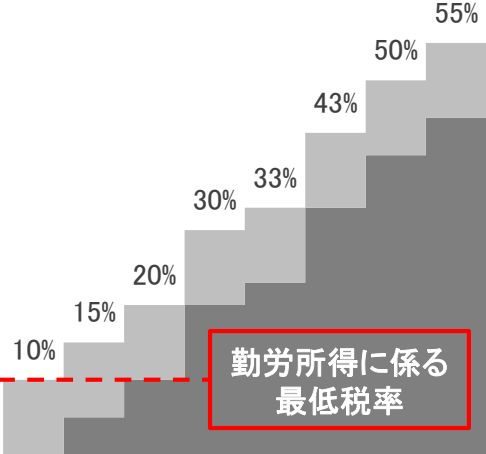
S.Cnossenという人が97年に書きました“Dual Income Tax”(二元的所得税)という本に基づきました二元的所得税につきましの理想形といえますか、理論的な仕組みでございまして、まずそこにございますように、すべての所得を2種類に分類してしまうということで、1つが左にございます資本所得、他方のカテゴリーが勤労所得ということでございます。

…このポンチ絵の縦の高さは適用税率でございますが、左に書いてございますように、資本所得につきましては、比例税率を適用するということでございます。この比例税率につきましては、この人の本では、勤労所得の最低税率と合わすということでございますが、理論的には勤労所得の最低税率を下回ることになるかと思ひます。先ほどから申し上げておりますように、資本の足の速さといひますか、価格弾力性の高さといひますか、それに着目いたしまして、勤労的な所得の部分よりも低い税率を課すということでございます。

…片や勤労所得に対する課税でございますが、一番右の波をつけたところに書いてございますように、普通の累進税率ということで、先ほどの繰り返しでございますが、その最低税率というものは、資本所得に対する比例税率を上回っているというのが理論的な姿でございます。

## 勤労所得(給与所得)との比較

- 勤労性所得に対する税率は、国・地方合計で10～55%。金融所得に対する現行の税率20%(所得税15%、地方税5%)は、勤労所得に係る最低税率を上回る。
- ⇒勤労性所得の大部分を占めると推測される給与所得者全体をとらえた場合の税負担率(注)は、5%程度。これに住民税(一律10%)を加えても15%程度。**金融所得に対する現行の税率20%は勤労所得に対する平均税率よりも高い水準ではないか。**
- ⇒所得税負担率(注)が20%(所得税10%、地方税10%)を上回るのは、給与所得者では1,500万円超の層。この層は、給与所得者数のうちの1.4%に過ぎず、**制度設計の段階で、勤労性所得の税負担率を過大評価していたのではないか。**

| 所得分類 | 資本所得                                                                                           |                                                                                                 | 勤労所得                                                                                                                                           |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 利子所得                                                                                           | 上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得                                                                              | 給与所得                                                                                                                                           |
| 課税方式 | 源泉分離課税<br>所得税＋個人住民税                                                                            | 申告分離課税<br>所得税＋個人住民税                                                                             | 総合課税<br>所得税＋個人住民税                                                                                                                              |
|      |  <p>20%</p> |  <p>20%</p> |  <p>10% 15% 20% 30% 33% 43% 50% 55%</p> <p>勤労所得に係る最低税率</p> |

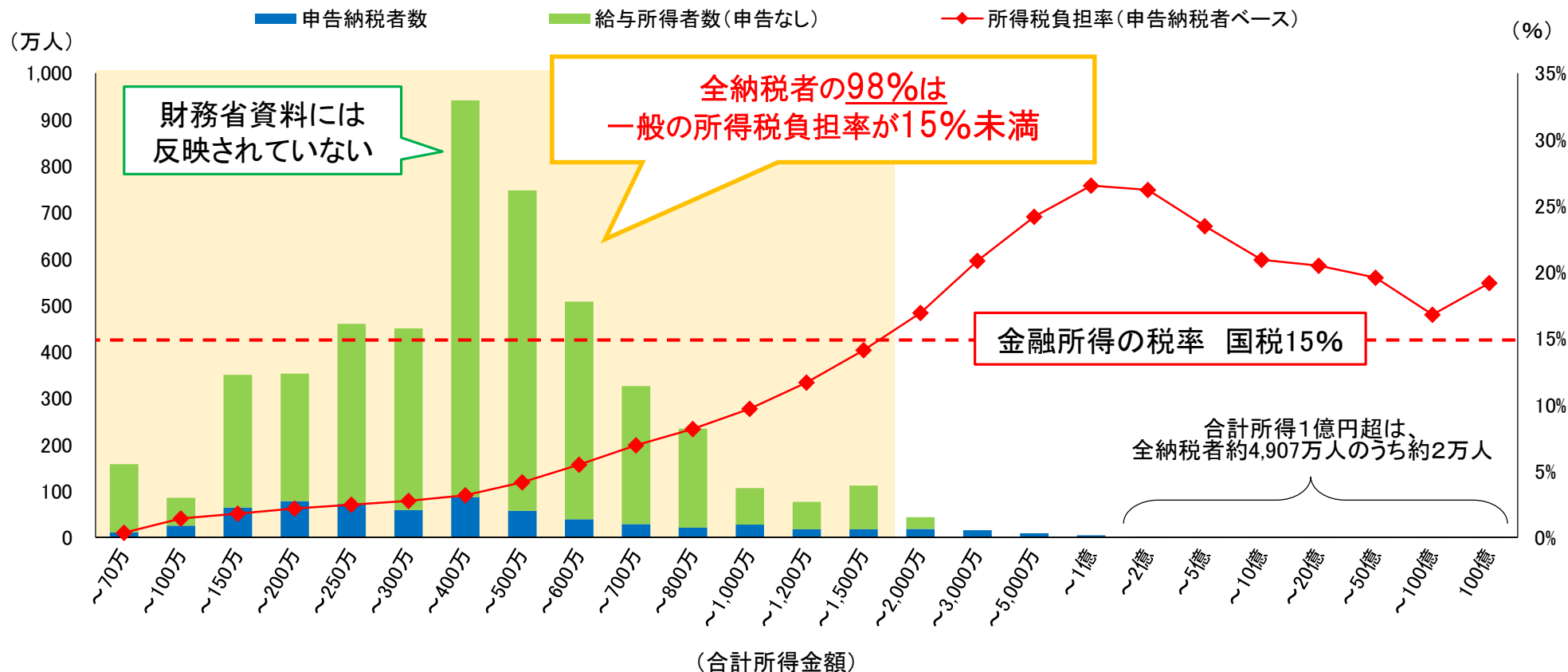
(注) 1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)のうち、源泉徴収により納税した税額が給与額に占める割合。

(出所) 国税庁「令和2年度分 民間給与実態統計調査」、「統計年報(令和2年度)」をもとに日証協作成。

## 全納税者の所得分布及び金融所得の税率と一般税率(所得税)とのバランス

- 全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の所得分布を推計してみると、年収300万円台が約941万人、年収400万円台が約747万人であり、1,000万円以下の者は約4,719万人と約94.7%を占めている
- 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律の比例税率(国税15%、地方税5%)
- 現在の国税15%という税率は、全納税者(約4,982万人)の約98.5%にあたる約4,907万人(概ね年間所得1,500万円以下)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている。

⇒現在の税率でも、殆どの納税者にとって「重税」であることに留意が必要。



(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査(令和2年分)」および「申告所得税標本調査(令和2年分)」をもとに日証協試算。

## **2. 資本所得と資産の分布について**

### **(1) 家計構造調査(総務省)による分析**

～世帯の上位10%、上位5%、上位1%レベルのデータ～

## 資本所得と資産の分布について

- ミニ経済白書（令和4年2月）、経済財政諮問会議（令和4年第2回）の資料において、総務省「家計構造調査」のデータを用いて、「金融資産残高の分布」や「利子・配当金収入の分布」等についての分析が行われている。

### ＜家計構造調査（総務省）について＞

#### ○調査の概要：

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的に実施。

1959年以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施するものであり、2019年調査は13回目に当たる。

#### ○調査の対象：

全国から無作為に選定した約9万世帯。

#### ○十分位階級：

世帯を資産額の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方から第Ⅰ分位、第Ⅱ分位……第Ⅹ分位という。

### 家計資産階級十分位基礎データ

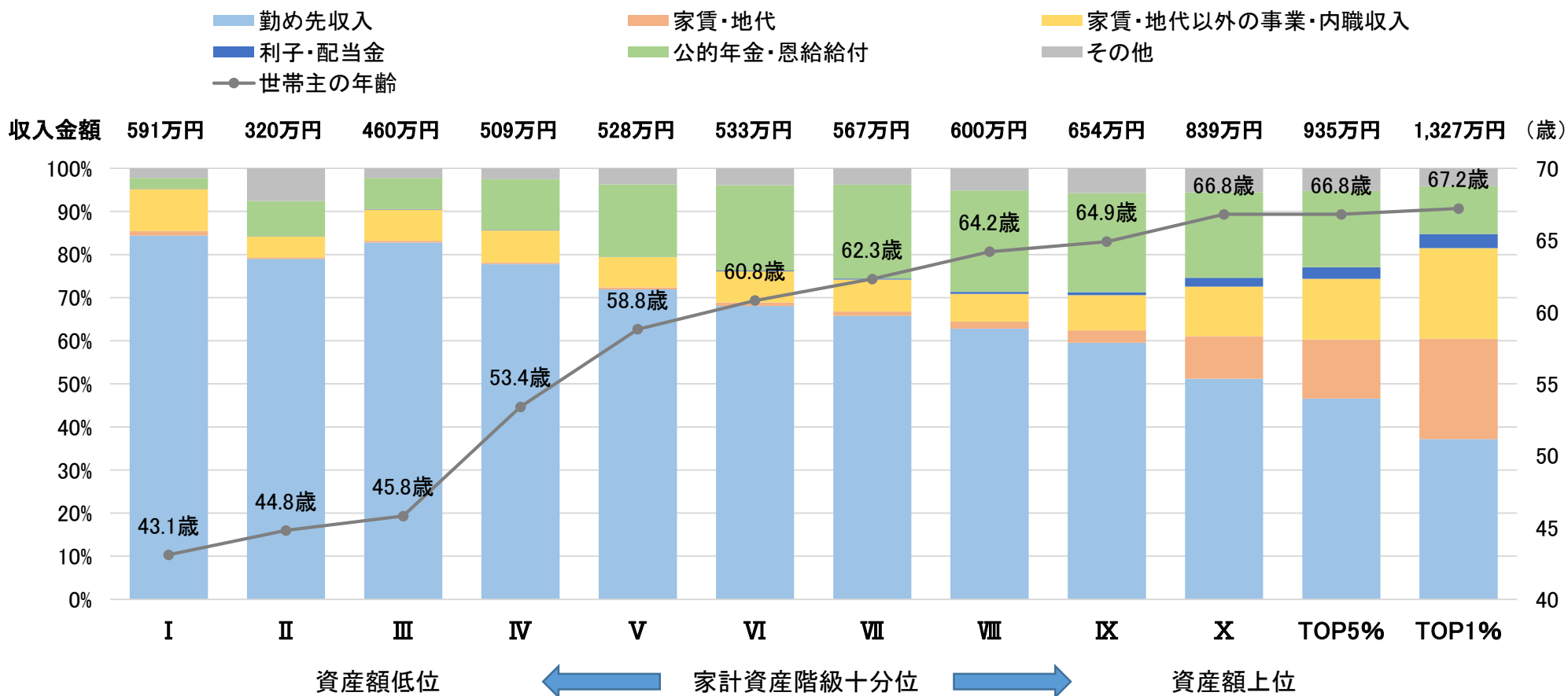
|                  | I    | II  | III | IV  | V     | VI    | VII   | VIII  | IX    | X      | TOP5%  | TOP1%  |
|------------------|------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 世帯数分布推計<br>(万世帯) | 504  | 504 | 504 | 504 | 504   | 504   | 504   | 504   | 504   | 504    | 252    | 50     |
| 純資産額<br>(万円)     | -603 | 22  | 226 | 627 | 1,140 | 1,754 | 2,538 | 3,655 | 5,468 | 13,511 | 18,811 | 37,895 |

（出所）総務省「家計構造調査（2019年）」より作成。

## 家計資産総額十分位別の所得内訳

- 家計資産総額十分位別では、階級が上がるにつれて、現金収入に占める「勤め先収入」の割合が減少する一方で、世帯主の平均年齢が上昇し、「公的年金・恩給給付」の割合が増加する。
- 第Ⅹ階級になると家賃・地代の占める割合が高まり、さらに上位5%、同1%になるにつれ上昇する。
- 利子・配当金の占める割合は、第Ⅹ階級でも2.1%と家賃・地代の9.9%と比べて小さい。

### 世帯の現金収入の内訳(2019年)

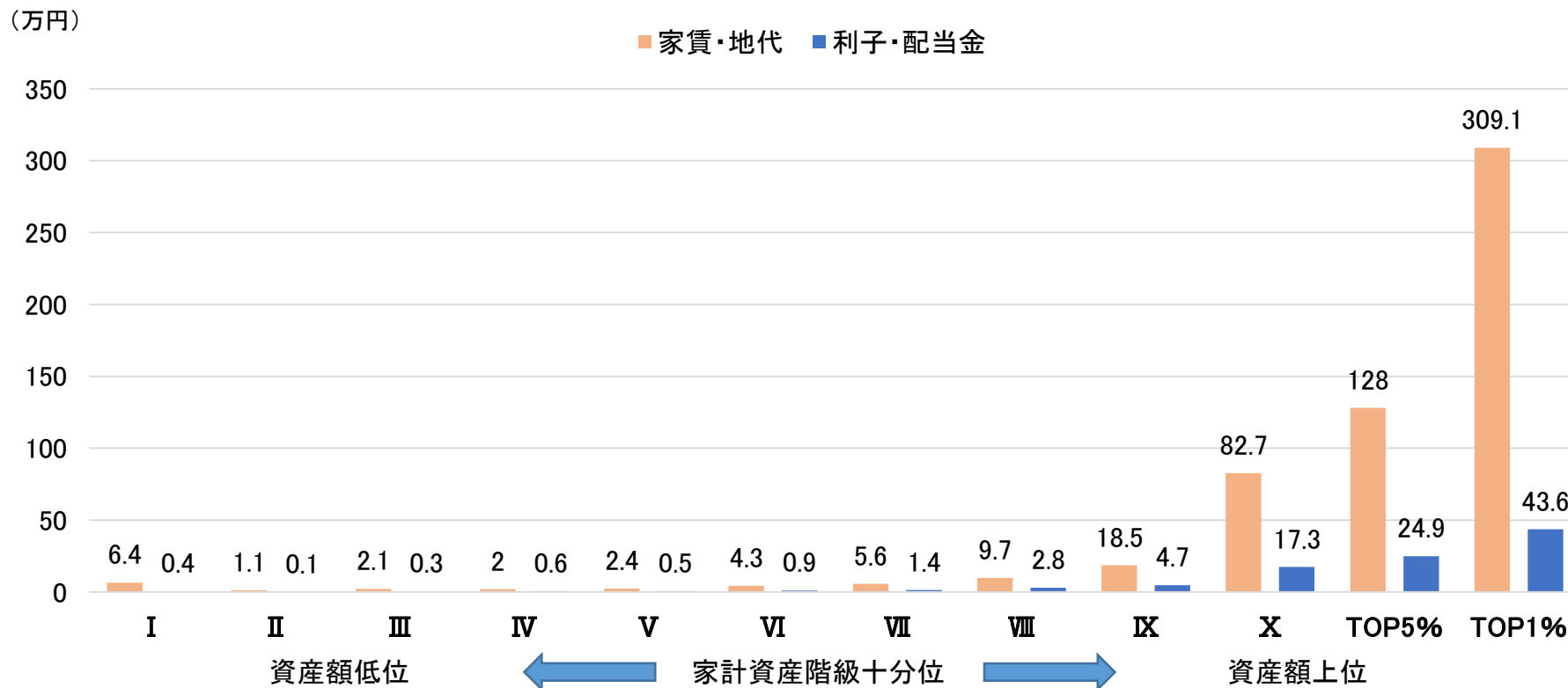


(出所)総務省「家計構造調査(2019年)」より作成。

## (参考)家計資産総額十分位別の資本所得の内訳

- 第Ⅰ～第Ⅹ階級のいずれでも、資本所得は、利子・配当金よりも家賃・地代の額が大きく、第Ⅹ階級(10%)、上位5%、上位1%にいくにつれて、この傾向は強くなる。
- 第Ⅹ階級への集中度合は、地代・家賃61.4%、利子・配当金59.7%である。  
⇒「利子や配当金収入は高額資産保有者に偏在」(後掲ミニ経済白書参照)等と指摘されるが、地代・家賃の偏在と同程度である(むしろ低い)ことに留意。
- 第Ⅹ階級では、地代・家賃82.7万円、利子・配当金17.3万円である。  
⇒「高家計資産総額世帯」の資本所得の中心は、利子・配当(金融所得)ではなく家賃・地代(不動産所得)。

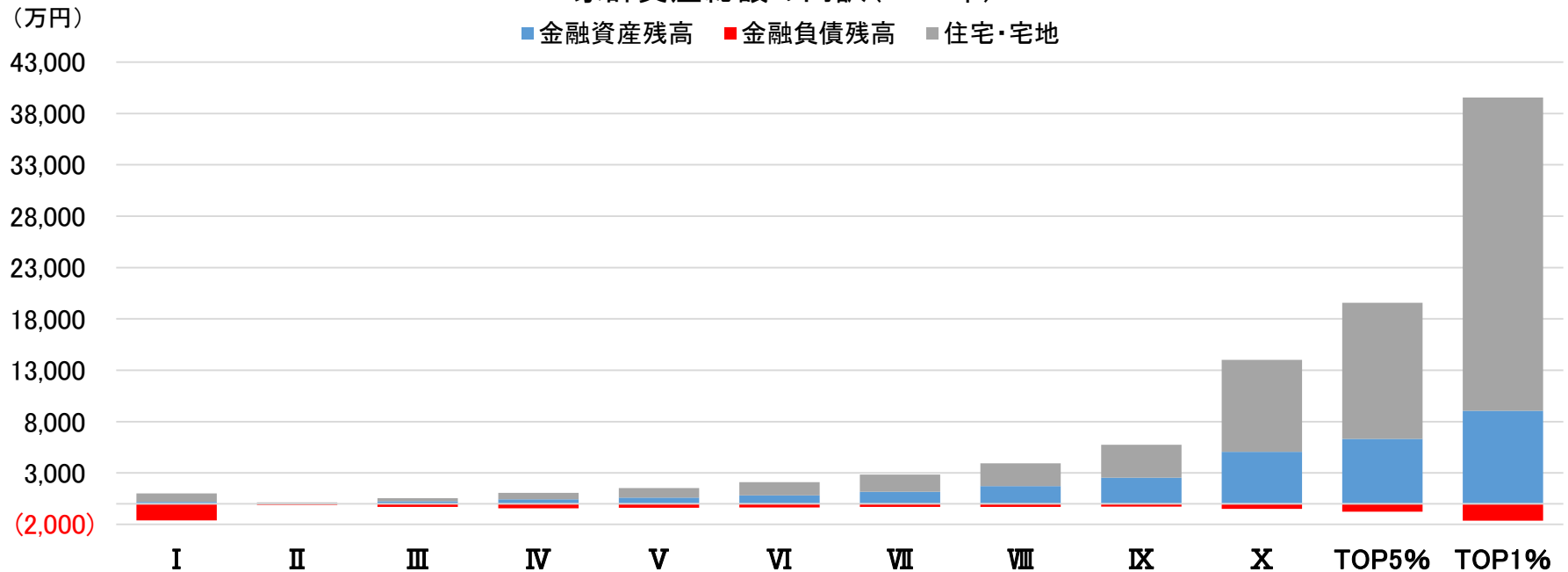
世帯の資本所得の額(2019年)



## 家計の資産分布の概要

- 家計資産総額十分位階級別に、資本所得の源泉である金融資産と住宅・宅地の保有状況をみたところ、すべての階級において、住宅・宅地が最大の資産である。
- 第Ⅹ階級の保有資産額は、第Ⅸ階級と比較して、金融資産残高は約2倍、住宅・宅地は約3倍である。
- 第Ⅹ階級への**金融資産の集中度合は39.4%、住宅・宅地の集中度合はそれより高く、44.6%**であった。

家計資産総額の内訳(2019年)



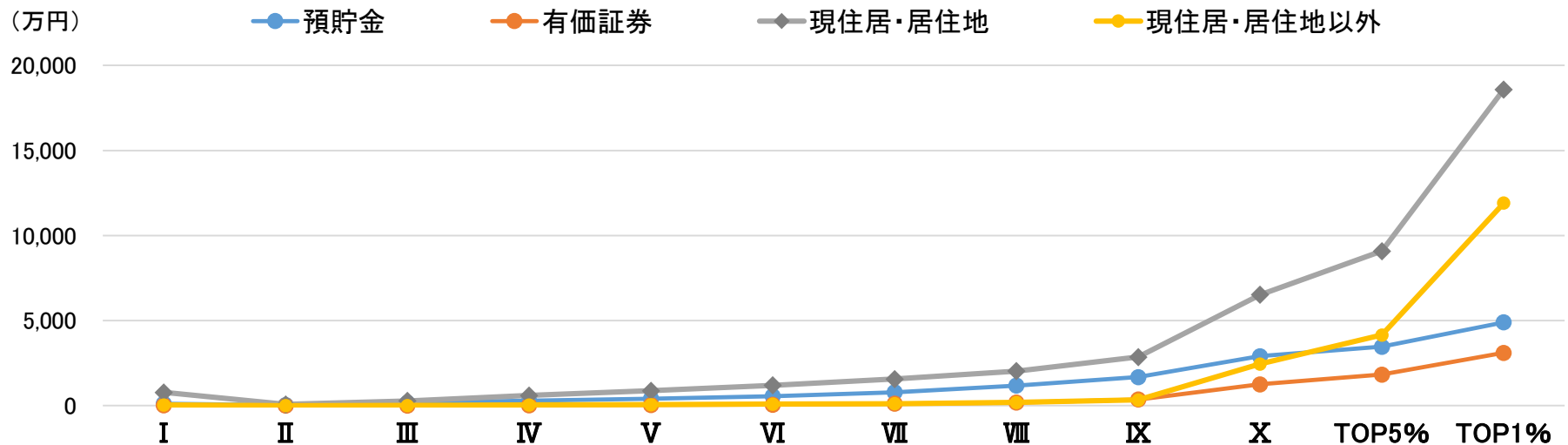
(出所)総務省「家計構造調査(2019年)」より作成。



## 家計の資産分布の詳細分析

- 不動産の内訳は、第Ⅹ階級⇒上位5%⇒上位1%となるほど、現住居・居住地以外の不動産が大きく増加する
- 金融資産の内訳は、すべての階級において、有価証券よりも預貯金の保有額が上回っている。
- 第Ⅹ階級への有価証券の集中度合は61.2%、現住居・居住地以外の不動産の集中度合は73.8%。

純資産階級別 各資産保有額(2019年)



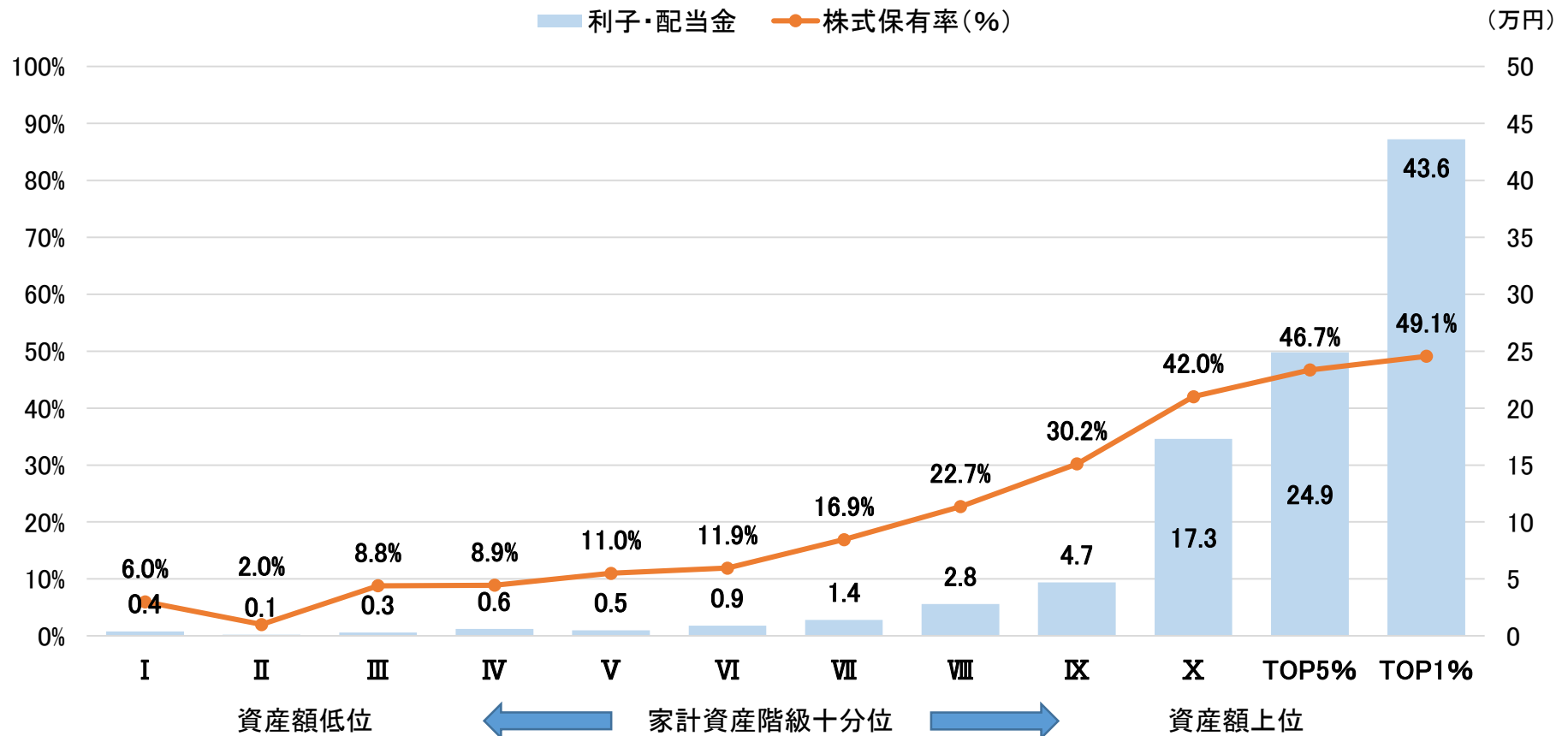
| 純資産総額<br>(万円)      | -603 | 22 | 226 | 627 | 1,140 | 1,754 | 2,538 | 3,655 | 5,468 | 13,511 | 18,811 | 37,894 |
|--------------------|------|----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 預貯金                | 114  | 34 | 171 | 294 | 406   | 557   | 789   | 1,183 | 1,683 | 2,911  | 3,468  | 4,901  |
| 有価証券               | 12   | 2  | 10  | 21  | 37    | 58    | 112   | 183   | 360   | 1,252  | 1,829  | 3,103  |
| 金融資産<br>(預貯金＋有価証券) | 126  | 35 | 181 | 314 | 444   | 614   | 902   | 1,365 | 2,043 | 4,163  | 5,297  | 8,005  |
| 現住居・居住地            | 779  | 76 | 276 | 595 | 879   | 1,199 | 1,565 | 2,034 | 2,857 | 6,516  | 9,084  | 18,586 |
| 現住居・居住地以外          | 39   | 1  | 11  | 40  | 53    | 86    | 118   | 188   | 333   | 2,453  | 4,155  | 11,908 |

(出所)総務省「家計構造調査(2019年)」より作成。

## 家計資産総額十分位別の利子・配当金と株式保有率

- 第X階級の株式保有率は42.0%で、平均すると年間17.3万円の利子・配当収入を得ている。
  - 上位1%でも、株式保有率は49.1%で、利子・配当収入は年間で43.6万円である。
- ⇒「高家計資産総額世帯」だからといって、多額の利子・配当収入を得ているというわけではない。

世帯の資本所得の額(2019年)



(出所)総務省「家計構造調査(2019年)」より作成。

## **2. 資本所得と資産の分布について**

### **(2) ミニ経済白書による分析**

- 2022年2月7日に公表されたミニ経済白書においては、高所得層において有価証券の保有割合が大きいことなどを背景に「資産所得」(利子所得・配当所得)の格差は拡大傾向であると指摘された。
- ミラノヴィッチによれば、G7を含む多くの先進国の「資本所得」(配当金・利子・地代)のジニ係数は0.86を超えている(その中でも日本は0.95超と最も高くなっている)とされているところ、内閣府が「全国家計構造調査」のデータに基づき試算した「資産所得」のジニ係数は0.705(2019年)となっている。
- ミニ経済白書では、NISA等の資産形成支援制度の一層の活用など、「貯蓄から投資へ」の転換を進めることが、我が国の資産所得の格差拡大への歯止めにつながると指摘されている。

【「日本経済2021—22—成長と分配の好循環実現に向けて—」抜萃】(青字部分は日証協加筆)

3 資産格差・資産所得格差の動向

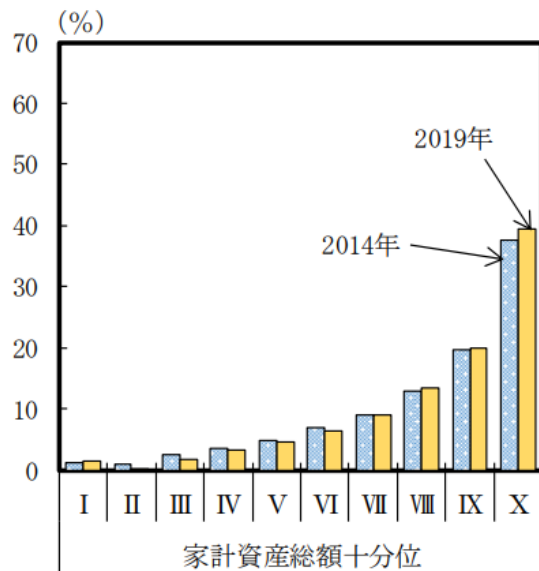
(高額資産保有層における金融資産保有割合は小幅高まり、資産所得格差は拡大)

ミラノヴィッチ(2021)は、我が国資産所得の格差は他の主要国と比べて大きいと指摘しているが、その背景について確認してみたい。2014年及び2019年の家計資産総額33の十分位2014年及び2019年の家計資産総額の十分位階級別に金融資産残高の分布をみると、金融資産残高全体の40%程度、世帯当たり平均では5,000万円程度を保有する第十分位の保有割合が小幅高まっている。(次頁(1)参照)

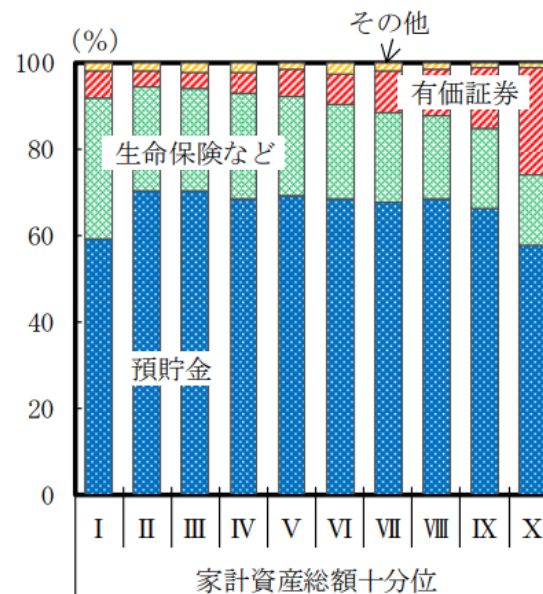
各分位における2019年の金融資産残高の内訳をみると、金融資産残高が大きい層ほど株式等の有価証券の保有割合が大きい。(次頁(2)参照)また、2014年から2019年にかけて金利が低下する中で、預貯金等の保有割合が大きい世帯における保有金融資産の収益率が総じて低下し、0.2%を下回る一方、有価証券の保有割合が大きい第十分位の保有金融資産の収益率は、低下したものの、他の世帯に比べて高水準にある。(次頁(3)参照)こうしたことを背景として、利子・配当金収入の分布をみると、第十分位の割合は2014年の約54%から2019年には約60%に上昇しており、2014年と比べて資産所得の格差は拡大している。(次頁(4)参照)総じて低い金融資産の収益率と有価証券を保有する世帯が高家計資産総額世帯に偏っていることが我が国の資産所得格差が他国と比べて大きい背景にあると考えられる。2014年から始まったNISAによる有価証券への少額投資非課税制度等の支援措置の一層の活用を含め、今後貯蓄から投資への転換を進めていくことは、資産所得の格差拡大への歯止めにつながると考えられる。

(脚注) 資産(金融資産残高)と資産所得(利子・配当金収入)のジニ係数を簡易的に試算すると、資産については、2014年の0.537から2019年は0.564に、資産所得については、2014年の0.698から2019年は0.705に拡大している。

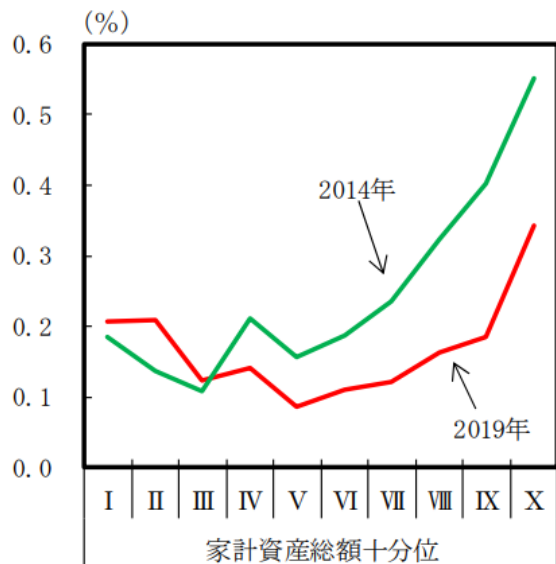
(1) 金融資産残高の分布



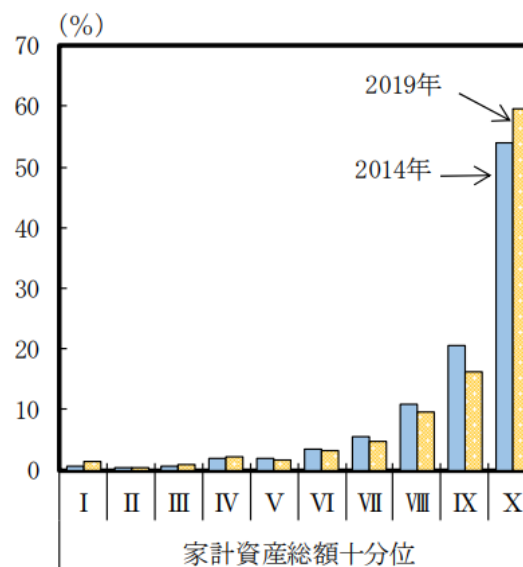
(2) 保有する金融資産残高の内訳(2019年)



(3) 保有する金融資産の収益率



(4) 利子・配当金収入の分布



## 2. 資本所得と資産の分布について

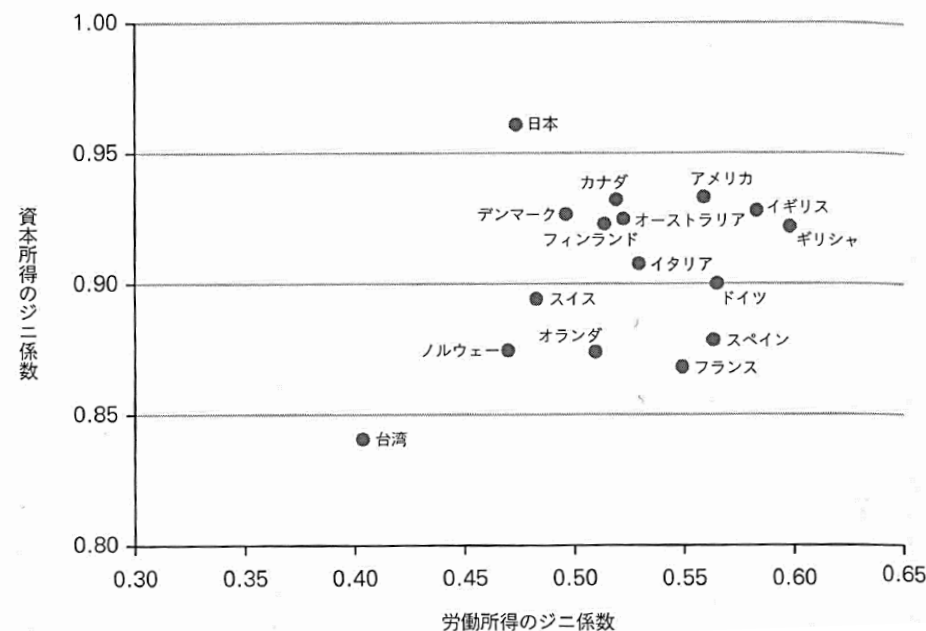
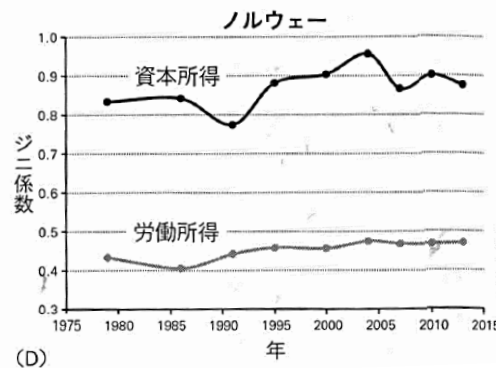
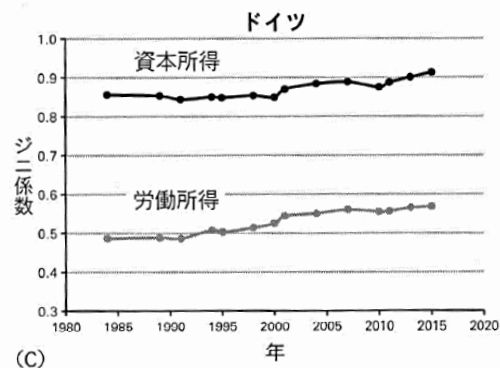
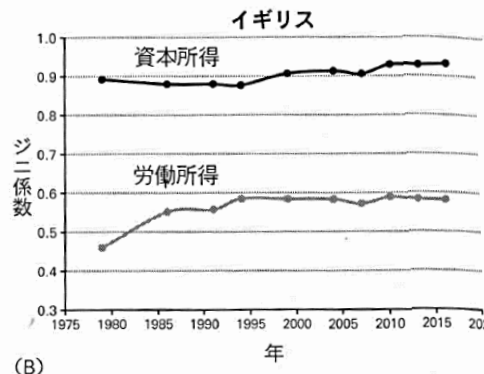
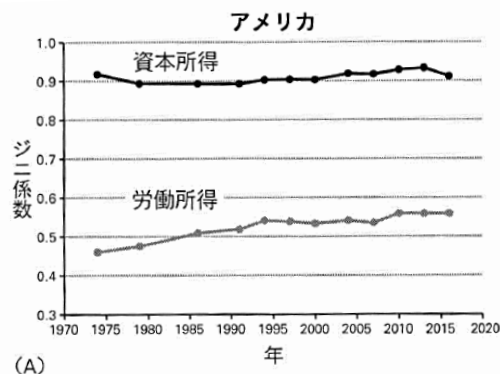
### (3) ジニ係数による資本所得の不平等度の分析 (ミラノヴィッチによる分析)

# ブランコ・ミラノヴィッチ(\*)による資本所得のジニ係数の国際比較分析

- 各国とも、労働所得に比べ資本所得のジニ係数は高くなっている
- 我が国は、労働所得のジニ係数は相対的に低位であるが、資本所得のジニ係数は相対的に高くなっている

資本所得と労働所得のジニ係数  
(アメリカ、イギリス、ドイツ、ノルウェー)

資本所得と労働所得の不平等  
(富裕国、2013年頃)



(出所) ブランコ・ミラノヴィッチ「資本主義だけ残った」(みすず書房)

(注) ルクセンブルク所得研究センター上級研究員、ニューヨーク市立大学大学院センター客員大学院教授。ペオグラード大学で博士号を取得後、世界銀行調査部の主任エコノミストを20年間務める。2003-05年にはカーネギー国際平和基金のシニア・アソシエイト。所得分配について、またグローバリゼーションの効果についての方法論的研究、実証的研究を、Economic Journal, Review of Economics and Statisticsなどに多数発表。(みすず書房より)

「資本とスキルの恩恵の分配を、どうやったらそれほど不平等ではないものにできるのか。まず**資本について言えば、それは資産の所有権を分散することで達成できるだろう…**」

「**資本所有の集中が減少すれば、…個人間の不平等の拡大は抑制できるし、完全に阻止することすらできるだろう。**」

「**中間層と金持ちが受け取る収益を平等にしたいなら、要は、もっと株や債券を持つよう中間層を促す必要があるのだ。**」

「**…小口投資家を対象にした新たな優遇措置を導入すればなおいだろう。**」

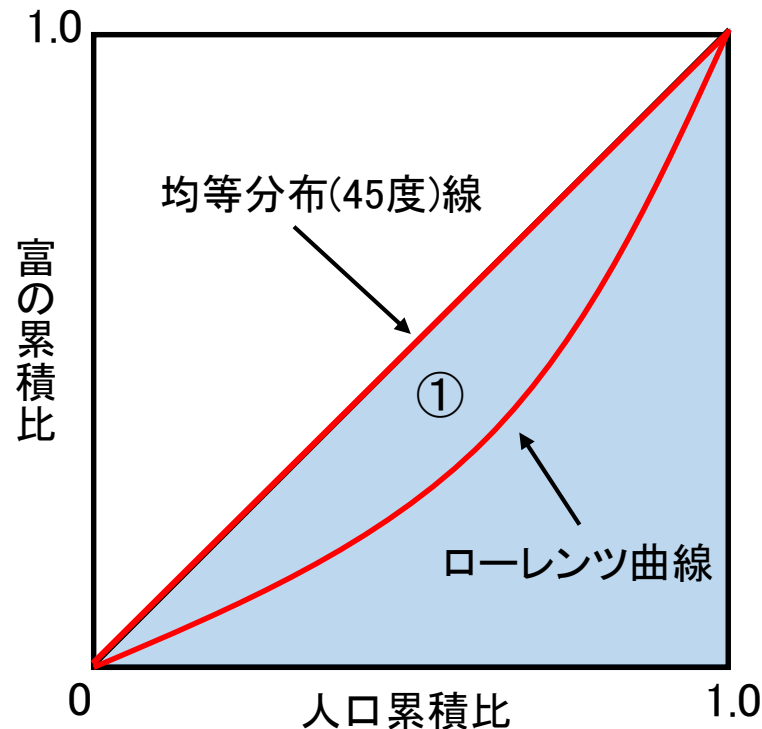
### ＜ブランコ・ミラノヴィッチ「資本主義だけ残った」(抄)＞

(参考)内閣府「ミニ経済白書」(抄)

2014年から始まったNISAによる有価証券への少額投資非課税制度等の支援措置の一層の活用を含め、今後**貯蓄から投資への転換を進めていくことは、資産所得の格差拡大への歯止めにつながると考えられる。**



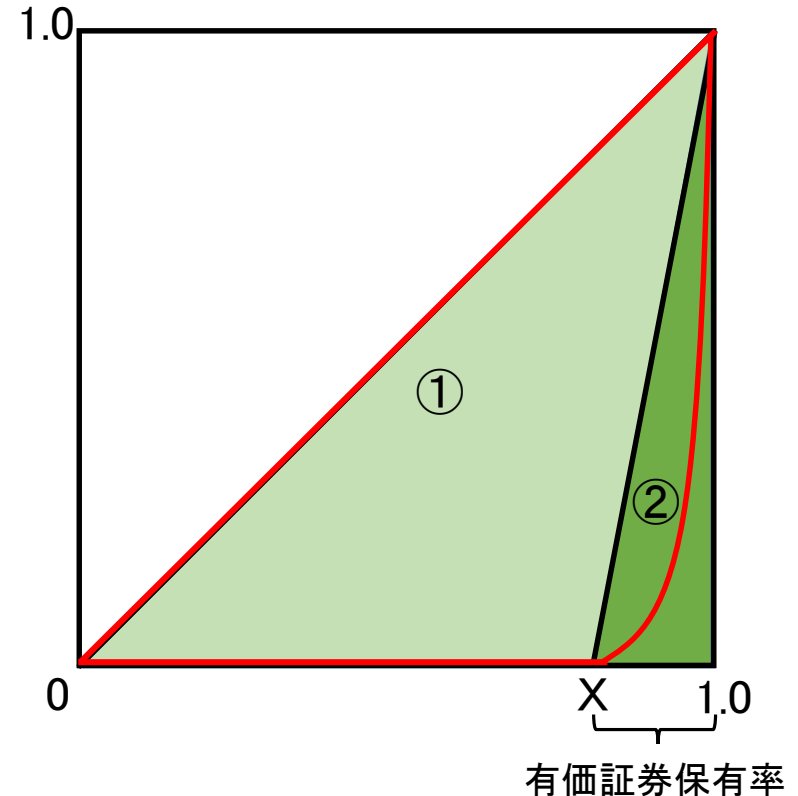
〈一般のイメージ〉



ジニ係数=①の面積の2倍(0.0~1.0)

〔日本の等価当初所得:0.5程度  
日本の等価可処分所得:0.3程度〕

〈有価証券等の利子・配当所得の場合のイメージ〉



※資本所有の分散=有価証券保有率の拡大  
=点Xの左方遷移=①の減少

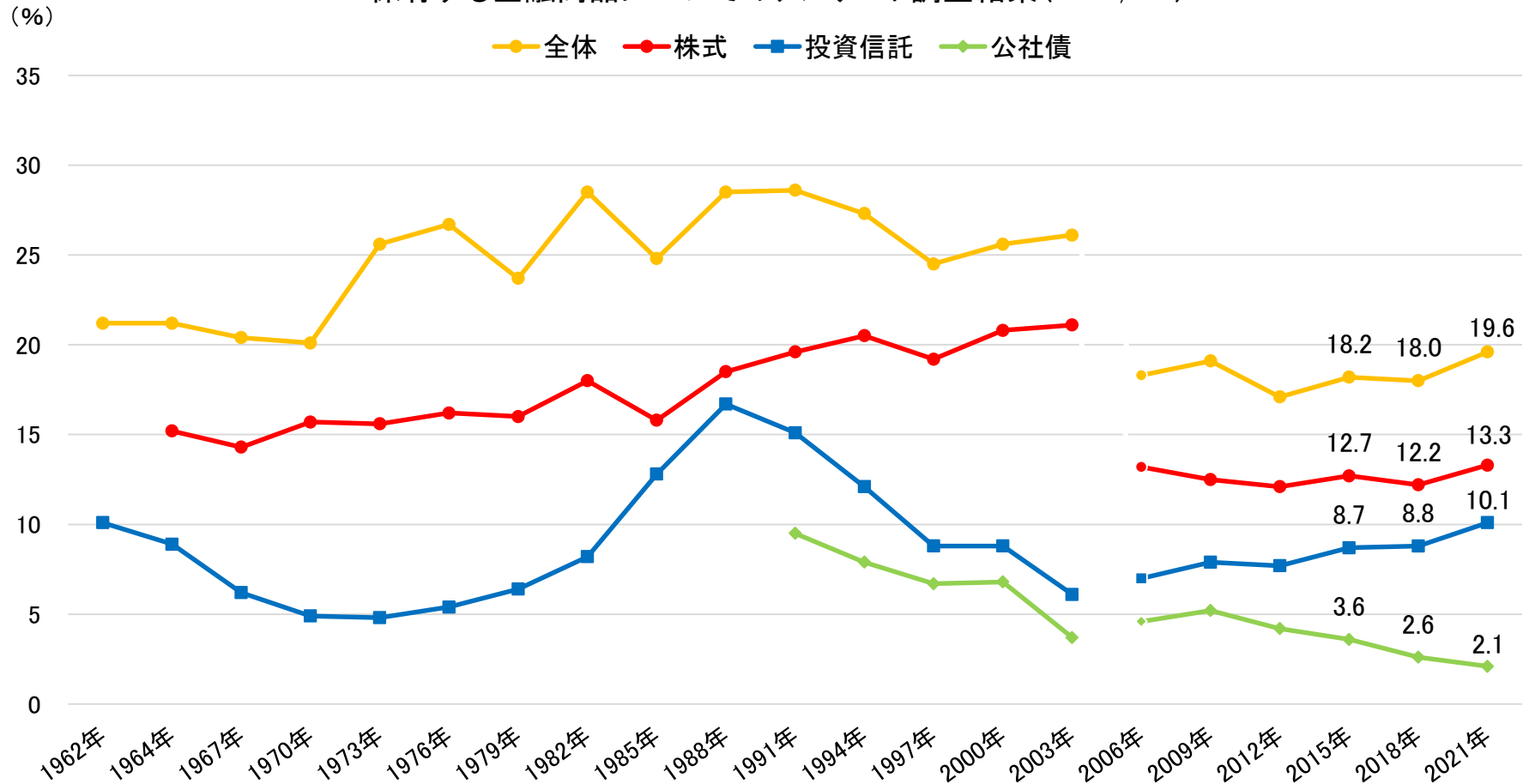
ジニ係数=①の面積の2倍  
+②の面積の2倍(0.0~1.0)

〔有価証券保有率が20%、X=0.8のとき、  
第1項(下線部分)だけで0.8〕

## 有価証券の保有率の推移

- 個人の株式・投資信託の保有率は、近年わずかながら増加傾向にあるが、いまだ国民一般に広く普及している状況ではない。
- 預金利子がゼロに近い現在、**利子・配当金収入の有無は、有価証券を保有しているか否かに左右される。**

保有する金融商品についてのアンケート調査結果(n=7,000)

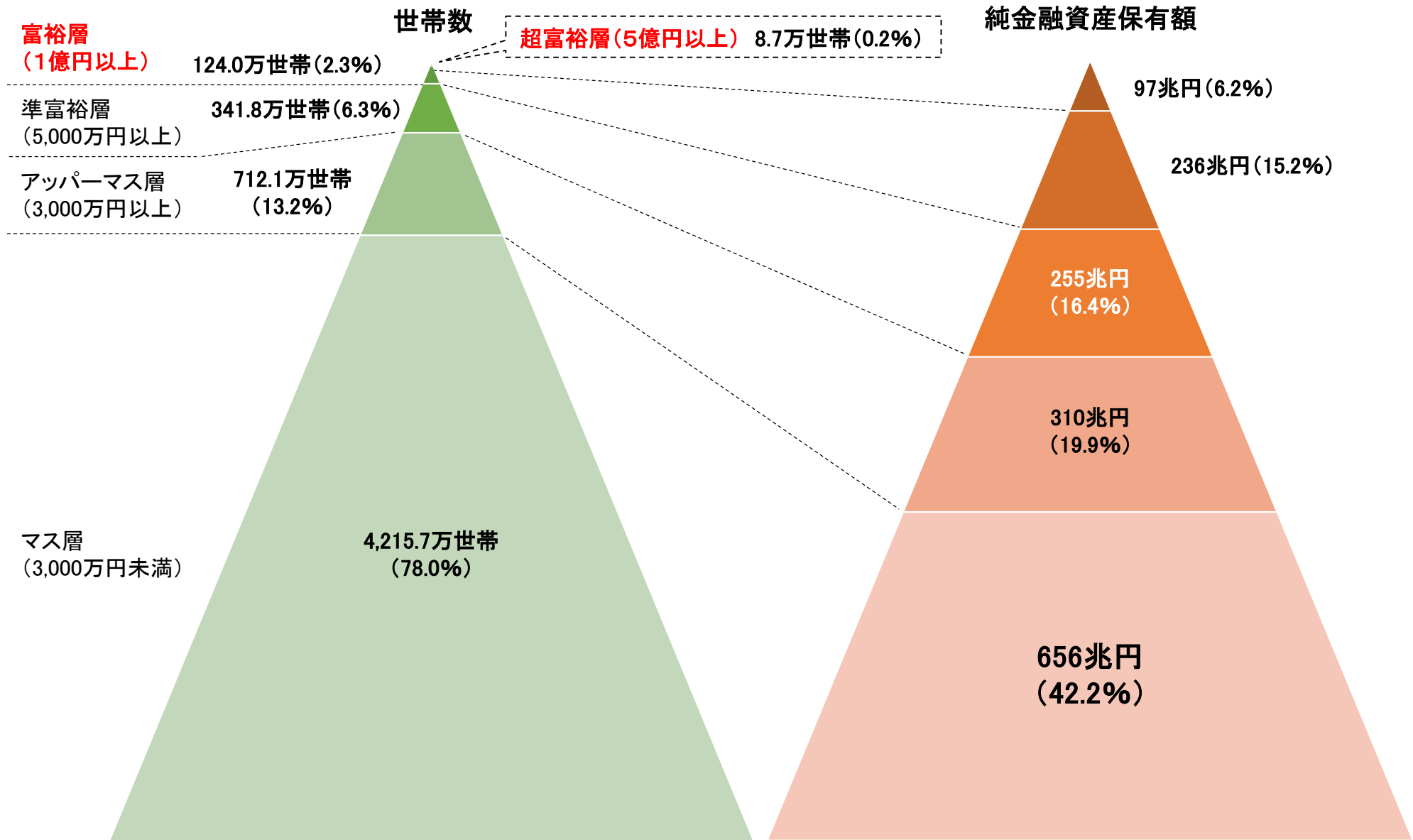


(注) 2003年以前は世帯、2006年以降は個人の保有率。

(出所) 日本証券業協会「証券投資に関する全国調査」

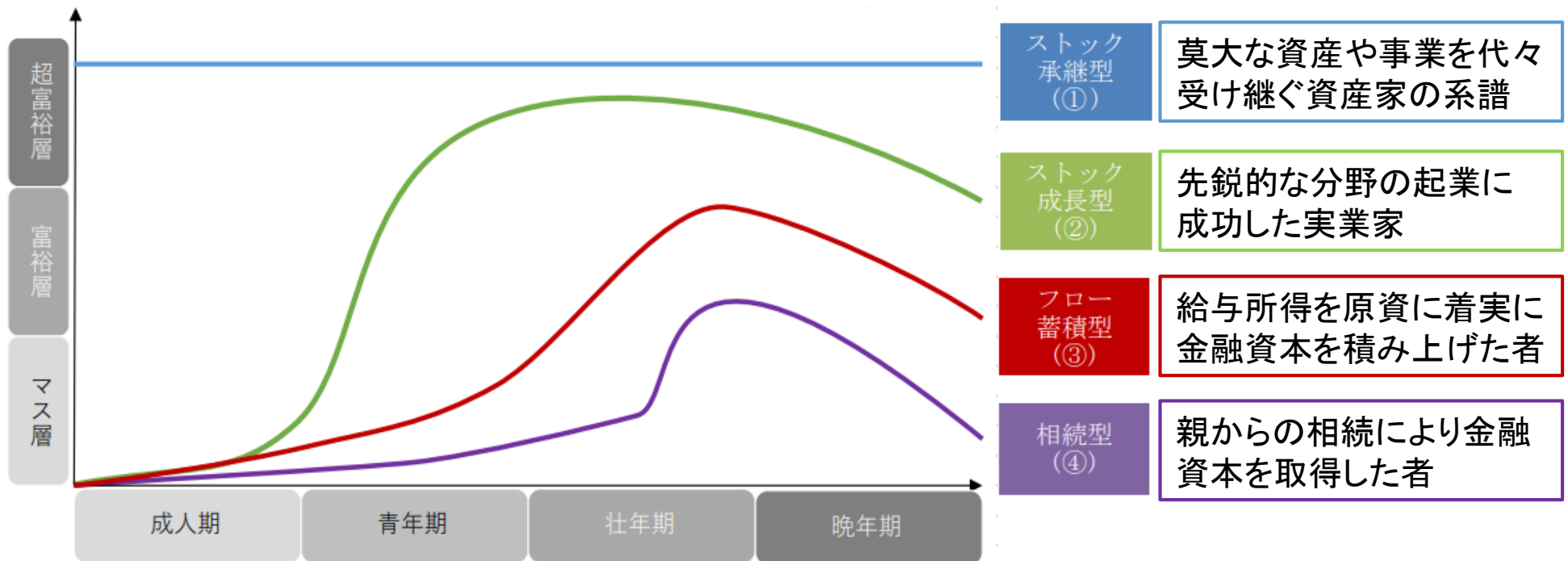
### **3.「多額の資産を有する者」(いわゆる富裕層)について ～富裕層に特化した調査等による実態～**

## (参考)日本における純金融資産の分布



## 日本における富裕層の4分類

- 富裕層(保有資産1億円以上～5億円まで)、超富裕層(保有資産5億円以上)が資産を形成した手段を大きく4つに分類。
  - 富裕層の資産形成過程は、**フロー蓄積型③**及び**相続型④**が中心ではないかと推察される。
  - 超富裕層は、**ストック承継型①**及び**ストック成長型②**に該当することが想定されている。日本においては、地主(土地持ち)や創業家一族、ベンチャー起業家等のような、ストック承継型・ストック成長型の超富裕層も存在するものの、富の分布に占める割合は非常に少ない
- (日証協注)超富裕層は世帯数で全体の0.2%(前頁参照)。また、「ストック承継型」の超富裕層には**相続税課税(後述)**という壁がある。



(出所)三菱UFJ信託銀行「日本の富裕層マーケットに関する考察」

(参考)日本において保有額の大きい個人株主

| 順位 | 株主名    | 保有銘柄        | 保有額(億円) | 持株比率(%) |
|----|--------|-------------|---------|---------|
| 1  | 孫 正義   | ソフトバンクグループ  | 42,933  | 26.47   |
| 2  | 柳井 正   | ファーストリテイリング | 19,421  | 21.58   |
| 3  | 滝崎 武光  | キーエンス       | 7,593   | 6.22    |
| 4  | 永守 重信  | 日本電産        | 6,646   | 8.44    |
| 5  | 柳井 一海  | ファーストリテイリング | 4,213   | 4.68    |
| 6  | 柳井 康治  | ファーストリテイリング | 4,213   | 4.68    |
| 7  | 三木谷 浩史 | 楽天          | 2,326   | 12.94   |
| 8  | 藤田 晋   | サイバー        | 1,964   | 19.54   |
| 9  | 山田 進太郎 | メルカリ        | 1,888   | 23.96   |
| 10 | 荒井 正昭  | オープンハウス     | 1,888   | 38.15   |

(注) 1.持株比率は直近の有価証券報告書をもとに記載。その他は保有額は下記出所をもとに記載。

2.持株比率3%以上の大口株主が受け取る配当は総合課税

(出所) 日本経済新聞社「〈株主レーダー2021〉(4)1000億円超え「株長者」24人」

# (参考)フォーブス「世界長者番付(2021年版)」(日本)

- ビリオネア(資産額が10億ドル以上)の個人をリスト化したもの。創業者等の没後、家族全体の資産が10億ドルを超えていても個人で10億ドルに満たないケースは含まない。
- 日本のビリオネアはほとんどが創業者(黄色部分)で、彼らはストック成長型に該当する。

| 名前       | 関連          | 年齢 | 資産額<br>(億ドル) |
|----------|-------------|----|--------------|
| 孫 正義     | ソフトバンク      | 63 | 454          |
| 柳井 正     | ファーストリテイリング | 72 | 441          |
| 滝崎 武光    | キーエンス       | 75 | 258          |
| 永守 重信    | 日本電産        | 76 | 87           |
| 高原 豪久    | ユニ・チャーム     | 59 | 79           |
| 三木谷 浩史   | 楽天          | 56 | 67           |
| 似鳥 昭雄    | ニトリ         | 77 | 52           |
| 重田 康光    | 光通信         | 56 | 49           |
| 安田 隆夫    | ドン・キホーテ     | 71 | 43           |
| 伊藤 雅俊    | イトーヨーカ堂     | 96 | 40           |
| 森 章      | 森ビル         | 84 | 40           |
| 野田 順弘    | オービック       | 82 | 40           |
| 三木 正浩    | ABC-Mart    | 65 | 39           |
| 襟川 陽一・恵子 | コーエーテクモ     | —  | 32           |
| 宇野 正晃    | コスモス薬品      | 74 | 28           |
| 大塚 裕司    | 大塚商会        | 67 | 26           |
| 栗和田 栄一   | SGホールディングス  | 74 | 23           |

| 名前     | 関連               | 年齢 | 資産額<br>(億ドル) |
|--------|------------------|----|--------------|
| 多田 勝美  | 大東建託             | 75 | 23           |
| 山田 進太郎 | メルカリ             | 43 | 22           |
| 荒井 正昭  | オープンハウス          | 55 | 20           |
| 福島 康博  | スクウェア・エニックス      | 73 | 20           |
| 前澤 友作  | スタートトゥデイ         | 45 | 19           |
| 岡田 和生  | ユニバーサルエンターテインメント | 78 | 18           |
| 韓 昌祐   | マルハン             | 90 | 17           |
| 上月 景正  | コナミホールディングス      | 80 | 17           |
| 藤田 晋   | サイバーエージェント       | 47 | 16           |
| 小川 賢太郎 | ゼンショー            | 72 | 16           |
| 和田 成史  | オービックビジネスコンサルタント | 68 | 16           |
| 島村 恒俊  | しまむら             | 95 | 14           |
| 谷村 格   | エムスリー            | 56 | 14           |
| 新井 隆司  | ビックカメラ           | 74 | 13           |
| 森 佳子   | 森ビル              | 80 | 13           |
| 佐治 信忠  | サントリーホールディングス    | 75 | 13           |
| 鈴木 郷史  | ポーラ              | 67 | 13           |

| 名前     | 関連              | 年齢 | 資産額<br>(億ドル) |
|--------|-----------------|----|--------------|
| 和佐見 勝  | 丸和運輸機関          | 75 | 13           |
| 小林 一俊  | コーセー            | 58 | 12           |
| 小林 正典  | コーセー            | 47 | 12           |
| 小林 孝雄  | コーセー            | 56 | 12           |
| 増田 宗昭  | カルチュアコンビニエンスクラブ | 70 | 12           |
| 元榮 太一郎 | 弁護士ドットコム        | 45 | 12           |
| 里見 治   | セガサミーホールディングス   | 79 | 12           |
| 福武 総一郎 | ベネッセホールディングス    | 75 | 11           |
| 石橋 寛   | ブリヂストン          | 74 | 11           |
| 笠原 健治  | ミクシィ            | 45 | 11           |
| 中村 崇則  | ラクス             | 48 | 11           |
| 佐々木 大輔 | freee           | 40 | 11           |
| 田中 良和  | グリー             | 44 | 11           |
| 寺下 史郎  | アイ・アール ジャパン     | 62 | 11           |
| 熊谷 正寿  | GMOインターネット      | 57 | 10           |

(注)存命中の創業者の配偶者、子供が保有する財産は創業者自身の富としてカウントされている。

(参考)フォーブス「世界長者番付(2021年版)」(世界)

| 順位 | 名前                    | 関連              | 国    | 年齢 | 資産額<br>(10億\$) | 資産額<br>(兆円) |
|----|-----------------------|-----------------|------|----|----------------|-------------|
| 1  | ジェフ・ベゾス               | アマゾン            | アメリカ | 57 | 177.0          | 19.29       |
| 2  | イーロン・マスク              | テスラ             | アメリカ | 49 | 151.0          | 16.46       |
| 3  | ベルナール・アルノー            | LVMH            | フランス | 72 | 150.0          | 16.35       |
| 4  | ビル・ゲイツ                | マイクロソフト         | アメリカ | 65 | 124.0          | 13.52       |
| 5  | マーク・ザッカーバーグ           | フェイスブック         | アメリカ | 36 | 97.0           | 10.57       |
| 6  | ウォーレン・バフェット           | バークシャー・ハサウェイ    | アメリカ | 90 | 96.0           | 10.46       |
| 7  | ラリー・エリソン              | オラクル            | アメリカ | 76 | 93.0           | 10.14       |
| 8  | ラリー・ページ               | グーグル            | アメリカ | 48 | 91.5           | 9.97        |
| 9  | セルゲイ・ブリン              | グーグル            | アメリカ | 47 | 89.0           | 9.70        |
| 10 | ムケシュ・アンバニ             | リライアンス・インダストリーズ | インド  | 63 | 84.5           | 9.21        |
| 11 | アマンシオ・オルテガ            | インディテックス(ザラ)    | スペイン | 85 | 77.0           | 8.39        |
| 12 | フランソワーズ・ヘッテンコート・マイヤース | ロレアル            | フランス | 67 | 73.6           | 8.02        |
| 13 | 鍾睒睒                   | 農夫山泉            | 中国   | 66 | 68.9           | 7.51        |
| 14 | スティーブ・バルマー            | マイクロソフト         | アメリカ | 65 | 68.7           | 7.49        |
| 15 | 馬化騰                   | テンセント           | 中国   | 49 | 65.8           | 7.17        |
| 16 | カルロス・スリム              | テレフォノス・デ・メヒコ    | メキシコ | 81 | 62.8           | 6.85        |
| 17 | アリス・ウォルトン             | ウォルマート          | アメリカ | 71 | 61.8           | 6.74        |
| 18 | ジム・ウォルトン              | ウォルマート          | アメリカ | 72 | 60.2           | 6.56        |
| 19 | ロブ・ウォルトン              | ウォルマート          | アメリカ | 76 | 59.5           | 6.49        |
| 20 | マイケル・ブルームバーグ          | ブルームバーグ         | アメリカ | 79 | 59.0           | 6.43        |

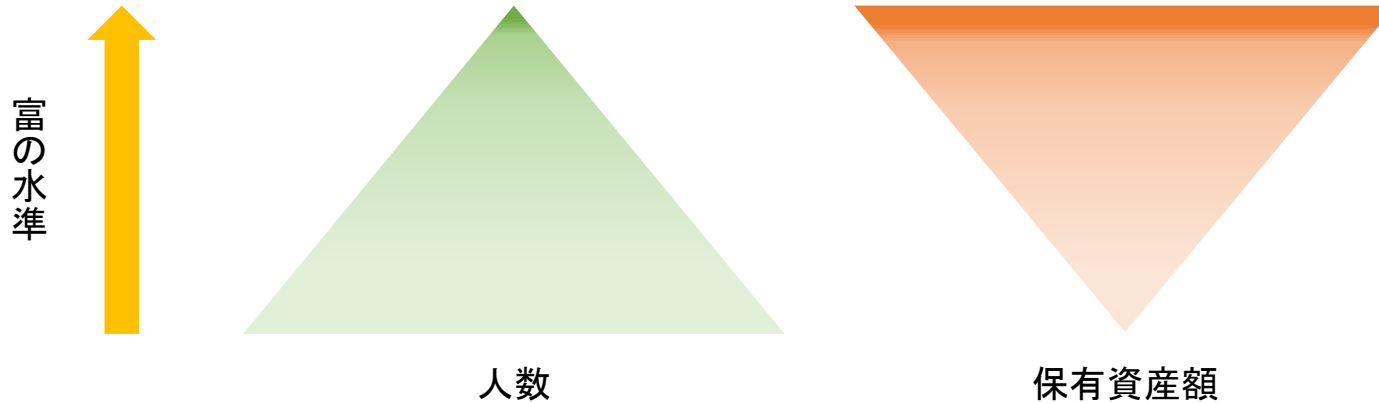
| 順位 | 名前                       | 関連                | 国    | 年齢  | 資産額<br>(10億\$) | 資産額<br>(兆円) |
|----|--------------------------|-------------------|------|-----|----------------|-------------|
| 21 | 黄峥                       | 拼多多               | 中国   | 41  | 55.3           | 6.03        |
| 22 | マッケンジー・スコット              | アマゾン              | アメリカ | 50  | 53.0           | 5.78        |
| 23 | ダニエル・ギルバート               | クイックン・ローンズ        | アメリカ | 59  | 51.9           | 5.66        |
| 24 | ゴータム・アダニ                 | アダニ・グループ          | インド  | 58  | 50.5           | 5.50        |
| 25 | フィル・ナイト                  | ナイキ               | アメリカ | 83  | 49.9           | 5.44        |
| 26 | ジャック・マー                  | アリババ              | 中国   | 56  | 48.4           | 5.28        |
| 27 | チャールズ・コーク                | コーク・インダストリーズ      | アメリカ | 85  | 46.4           | 5.06        |
| 27 | ジュリア・コーク                 | コーク・インダストリーズ      | アメリカ | 58  | 46.4           | 5.06        |
| 29 | 孫正義                      | ソフトバンク            | 日本   | 63  | 45.4           | 4.95        |
| 30 | マイケル・デル                  | デル                | アメリカ | 56  | 45.1           | 4.92        |
| 31 | 柳井正                      | ファーストリテイリング       | 日本   | 72  | 44.1           | 4.81        |
| 32 | フランソワ・ピノー                | ケリング              | フランス | 84  | 42.3           | 4.61        |
| 33 | デイヴィッド・トムソン              | トムソン              | カナダ  | 63  | 41.8           | 4.56        |
| 34 | ヘンリー・ハイスター&カール・アルブレヒトJr. | アルディ              | ドイツ  | N/A | 39.2           | 4.27        |
| 35 | 王衛                       | 順豊エクスプレス          | 中国   | 50  | 39.0           | 4.25        |
| 36 | ミリアム・アデルソン               | ラスベガス・サンズ         | アメリカ | 75  | 38.2           | 4.16        |
| 37 | 何享健                      | 美的集団              | 中国   | 78  | 37.7           | 4.11        |
| 38 | ディーター・シュワルツ              | シュワルツグループ         | ドイツ  | 81  | 36.9           | 4.02        |
| 39 | 張一鳴                      | ByteDance(TikTok) | 中国   | 37  | 35.6           | 3.88        |
| 40 | ジョヴァンニ・フェレロ              | フェレロ              | ベルギー | 56  | 35.1           | 3.83        |

(出所)フォーブス「世界長者番付・億万長者ランキング(2021年版)」より日証協作成

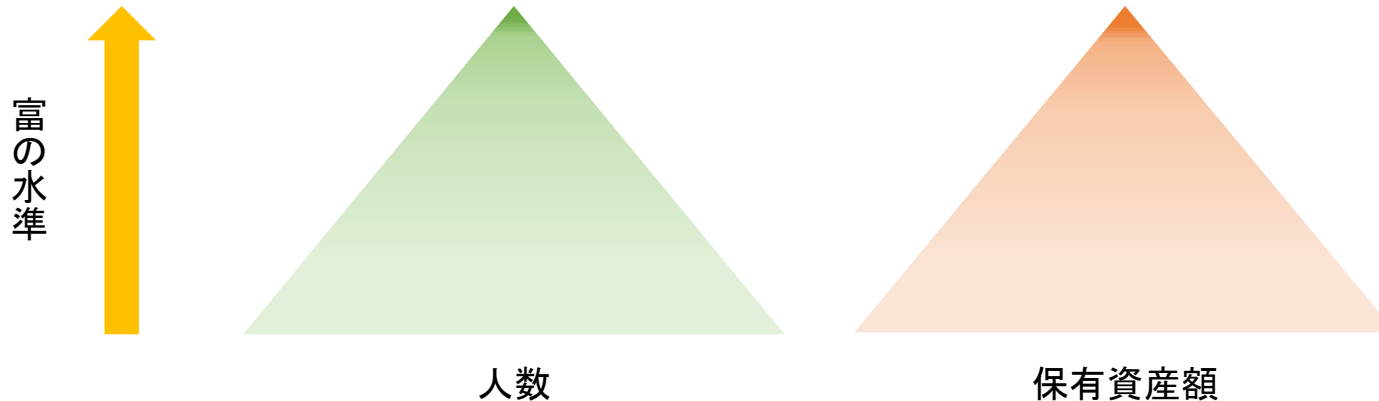


## (参考) 富の集中構造の国際比較

- 世界全体や米国において、富裕層の人数が占める割合は富の水準が上がるほど少なくなる(ピラミッド型)。
  - 一方で、保有資産額が占める割合は富の水準が上がるほど大きくなる(逆ピラミッド型)。
- ⇒ 極一部の超富裕層への「過度な富の集中」や「富裕層の富裕化」が問題視されている



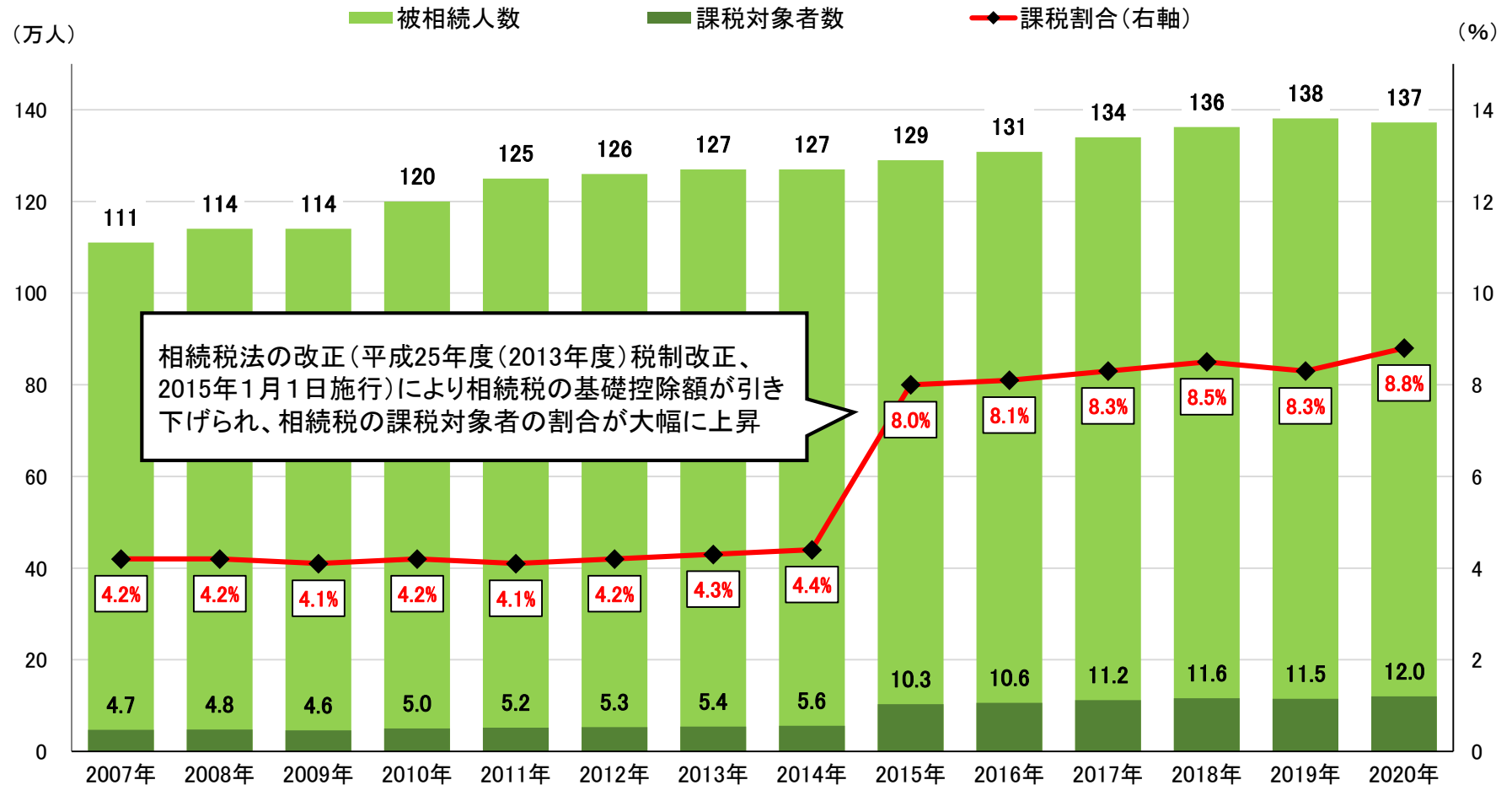
- 日本においては、富裕層の人数が占める割合、保有資産額が占める割合ともに、富の水準が上がるほど少なくなる(ピラミッド形)。
- ⇒ 世界全体や米国とは富の集中構造が大きく異なり、諸外国の議論をそのまま当てはめることはできない



## **(参考1)相続税・贈与税について**

## 被相続人の数並びに課税対象者の数及び割合の推移

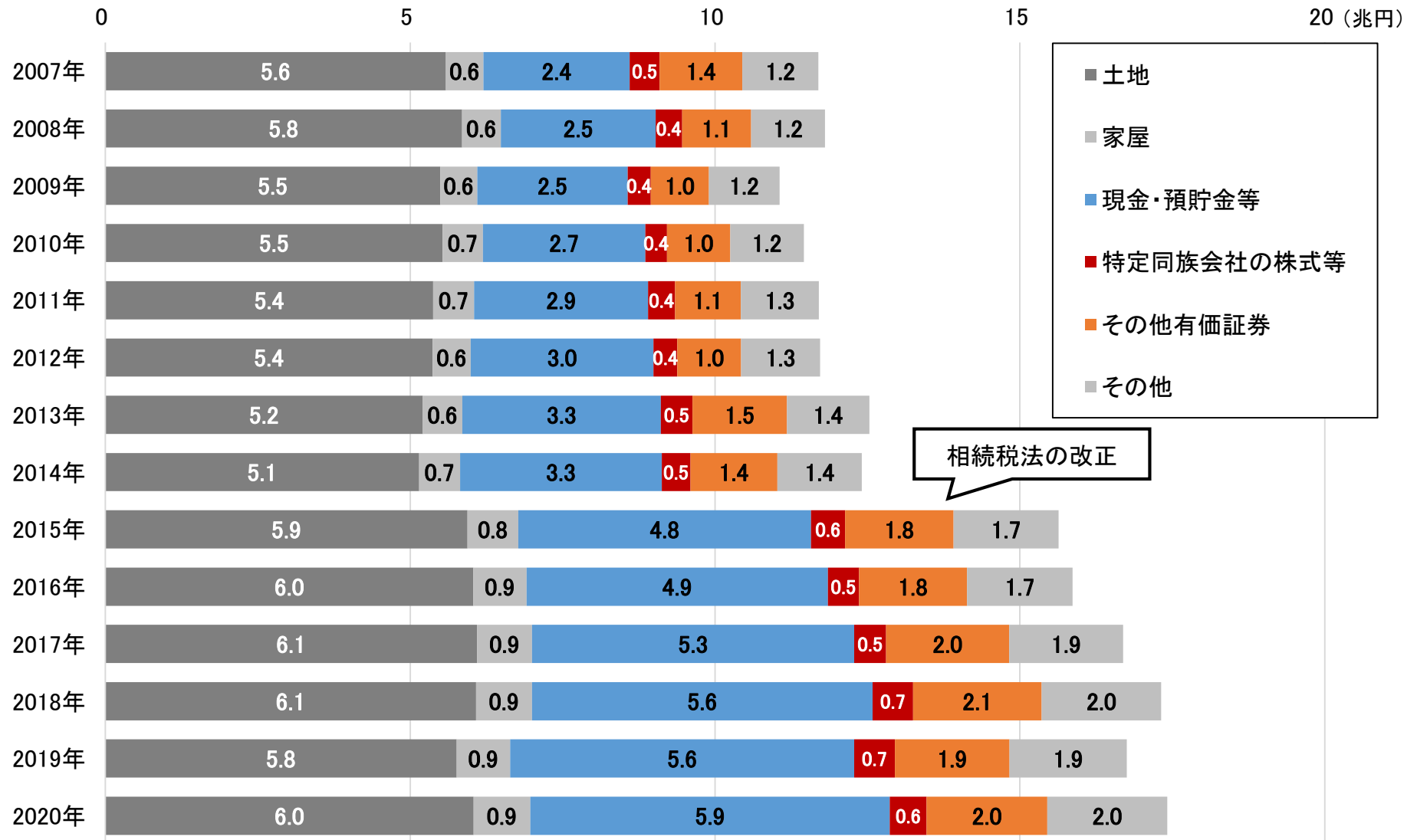
- 相続税法の改正（平成25年度税制改正、平成27年1月1日施行）により相続税の基礎控除額が引き下げられ（定額控除：5,000万円⇒3,000万円、法定相続人比例控除：1,000万円×法定相続人数⇒600万円×法定相続人数）、相続税の課税対象者の割合が大幅に上昇し、**10%弱**となっている。



（出所）国税庁統計より作成。

## 相続財産種類別の財産価額の推移

➤ 相続財産価額の推移をみると、相続税法改正を機に、有価証券や現金・預貯金等の額が増加。



## 超富裕層の相続税の課税状況について

➤ 超富裕層(保有資産5億円超)であっても、相続による資産の分散や相続税の納付によって、相続人に引き継がれる財産の額は大きく減少していることが予想される。

⇒「相続が三代が続くと資産がなくなる」といわれるほど、日本の相続税は厳しいものとなっている。

### 相続税の課税状況(令和2年分)

| 課税価格<br>階級 | 被相続人   |               | 法定相続人  |               |               |               |
|------------|--------|---------------|--------|---------------|---------------|---------------|
|            | 人数     | 一人当たり<br>課税価格 | 人数     | 一人当たり<br>課税価格 | 一人当たり<br>納付税額 | 税引後<br>相続財産価格 |
| 5億円超       | 1,528人 | 5.8億円         | 5,044人 | 1.7億円         | ▲4,000万円      | 1.3億円         |
| 7億円超       | 855人   | 8.2億円         | 2,925人 | 2.4億円         | ▲6,000万円      | 1.8億円         |
| 10億円超      | 745人   | 13.3億円        | 2,570人 | 3.8億円         | ▲1.0億円        | 2.7億円         |
| 20億円超      | 144人   | 23.7億円        | 500人   | 6.8億円         | ▲2.2億円        | 4.6億円         |
| 30億円超      | 52人    | 37.6億円        | 173人   | 11.3億円        | ▲3.7億円        | 7.5億円         |
| 50億円超      | 13人    | 59.4億円        | 56人    | 13.8億円        | ▲5.2億円        | 8.5億円         |
| 70億円超      | 5人     | 77.4億円        | 19人    | 20.3億円        | ▲5.4億円        | 14.9億円        |
| 100億円超     | 18人    | 157.6億円       | 60人    | 47.3億円        | ▲16.1億円       | 31.1億円        |

相続前の超富裕層の数  
3,360人(計3兆5,282億円)



相続後の超富裕層の数  
308人(計3,936億円)

(出所) 国税庁統計より作成。

## 相続税の国際比較

|        | 最低税率     | 最高税率 | 基礎控除等                                      | 累積制度                 |
|--------|----------|------|--------------------------------------------|----------------------|
| 日本     | 10%      | 55%  | 3,000万円＋600万円×法定相続人数<br>(別途、配偶者の税額を控除)     | 相続前3年間に<br>贈与された財産   |
| アメリカ   | 18%      | 40%  | 基礎控除：1,158万ドル(13.3億円)<br>配偶者：免税            | 相続前(全期間)に<br>贈与された財産 |
| イギリス   | 40%      |      | 基礎控除：32.5万ポンド(4,225万円)<br>配偶者：免税           | 相続前7年間に<br>贈与された財産   |
| ドイツ    | 7%       | 30%  | 配偶者：75.6万ユーロ(9,828万円)<br>子：40万ユーロ(5,200万円) | 相続前10年間に<br>贈与された財産  |
| シンガポール | 2008年に廃止 |      |                                            | —                    |

(注)

1. 日本の累積制度について、相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が累積される。
2. アメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税(地方税)が課されている(例：ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)。
3. 1ドル＝115円、1ユーロ＝130円換算。

(出所)財務省ウェブサイト、JETROウェブサイト、政府税制調査会資料等より作成。

## 贈与税の国際比較

|        |             | 納税<br>義務者 | 最低<br>税率 | 最高<br>税率 | 累積制度          | 基礎控除等                                                       |
|--------|-------------|-----------|----------|----------|---------------|-------------------------------------------------------------|
| 日本     | 暦年課税        | 受贈者       | 10%      | 55%      | なし            | 基礎控除：年間110万円                                                |
|        | 相続時<br>精算課税 | 受贈者       | 20%      |          | あり<br>(過去全て)  | 特別控除：累積2,500万円                                              |
| アメリカ   |             | 贈与者       | 18%      | 40%      | あり<br>(過去全て)  | 基礎控除：1,158万ドル（13.3億円）<br>※相続税と共通、生涯累積<br>配偶者：免税             |
| イギリス   |             | 贈与者       | —        |          | あり<br>(過去7年)  | 基礎控除：32.5万ポンド（4,225万円）<br>※相続税と共通、7年累積<br>配偶者：免税            |
| ドイツ    |             | 受贈者       | 7%       | 30%      | あり<br>(過去10年) | 配偶者：75.6万ユーロ（9,828万円）<br>子：40万ユーロ（5,200万円）<br>※相続税と共通、10年累積 |
| シンガポール |             | —         | なし       |          |               |                                                             |

(注)

1. 日本：直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能。相続時精算課税を適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。
  2. ドイツの税率は配偶者及び子、孫等。
- (出所) 財務省ウェブサイト、KPMGウェブサイト、政府税制調査会資料等より作成。

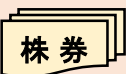
## **(参考2) 相続税評価が家計の資産選択に 与えている影響について**



## 上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額

- 上場株式等の相続税評価額は死亡時の時価となっており、他の資産に比べ不利な取扱いとなっている。

### 相続税評価額

|                                                                                   |                          |                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
|  | 路線価<br>(1月1日)            | 公示地価(時価)<br>の <u>80%程度</u>  |
|  | 固定資産税<br>評価額<br>(3年毎に算定) | 建築費(取得費)<br>の <u>50~70%</u> |
|  | 時価<br>(取引所終値)<br>(毎日算定)  | 時価(※)<br>の <u>100%</u>      |
| 土地                                                                                | 建物                       | 上場株式                        |

※死亡日の株価  
(又は当月・前月・前々月の平均株価)



**上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから  
評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき**

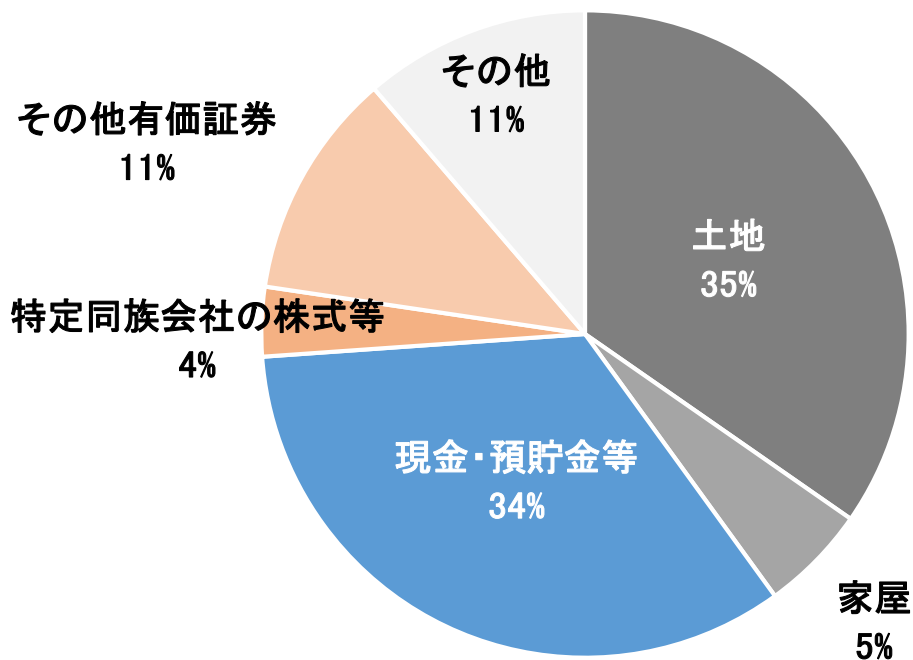
【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

## 相続税の課税状況について

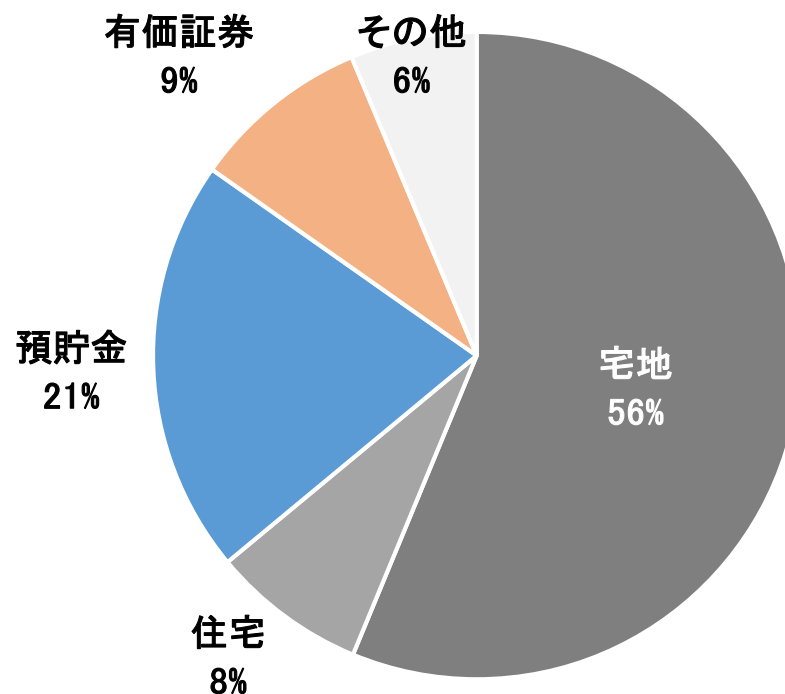
- 相続税の課税件数割合（年間課税件数／年間死亡者数）は**8.8%**（2020年）であった。
- 相続財産の内訳をみると**不動産（土地・家屋）が最も多く約4割**を占め、次いで現金・預貯金等が多い。上場株式等が含まれる「**其他有価証券**」は、相続財産のうち1割程度であった。
- 相続財産評価において、不動産には小規模宅地等の特例等の評価額軽減規定が存在する。そのため、富裕層（総資産保有額上位10%の第Ⅹ階級）の保有する純資産の内訳と比べて、相続財産の内訳では不動産（土地家屋）の占める割合が減少している。

相続財産の内訳



（出所）国税庁統計（令和2年分）より作成。

純資産保有額上位10%の保有資産の内訳

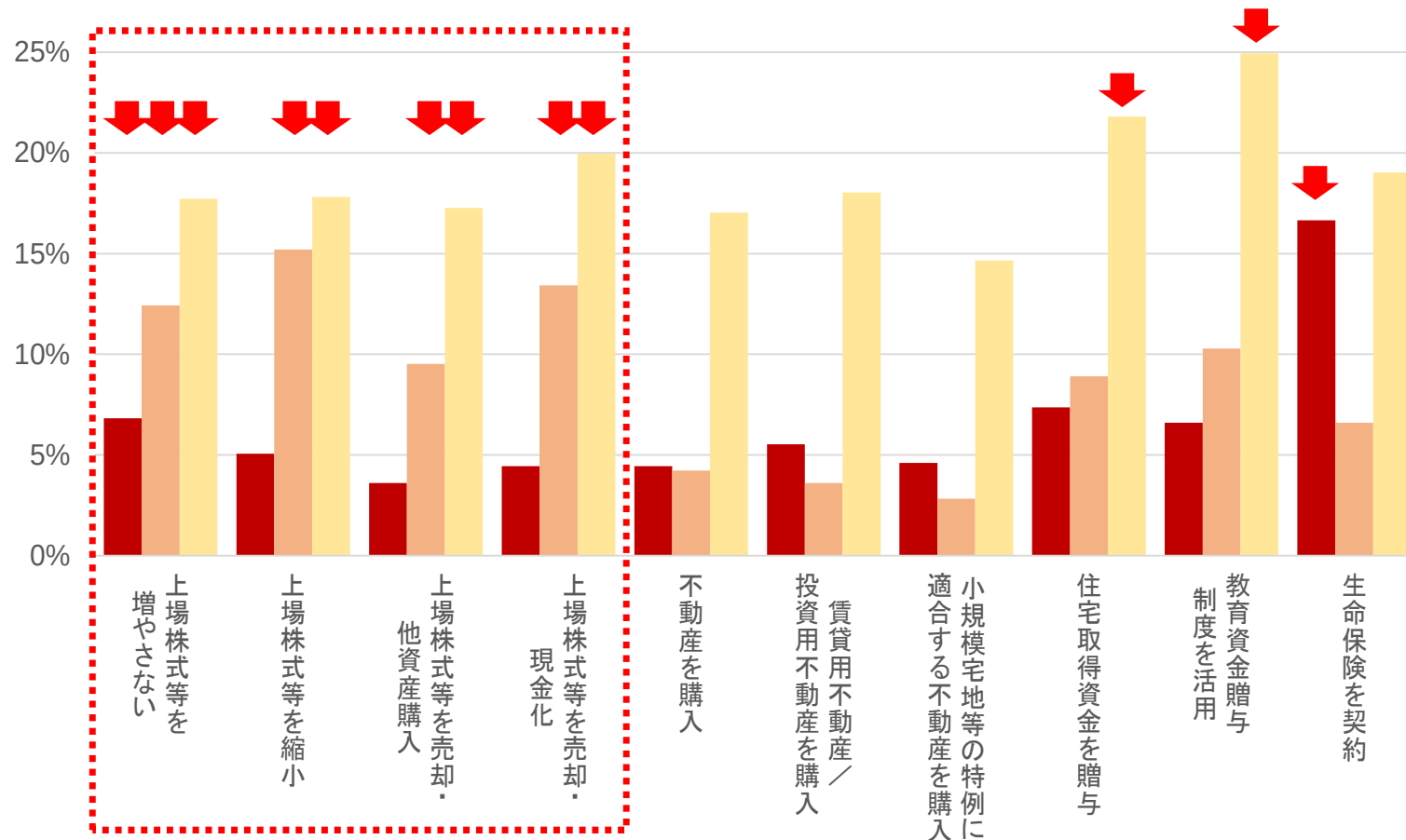


（出所）総務省「家計構造調査（2019年分）」より作成。

## (参考) 相続前の株離れ(個人投資家の意識調査)

➤ 今後の相続対策・準備として、上場株式等を「売却・現金化」しようとするポテンシャルは大きい。

■ あなた、または、あなたに資産を相続する可能性のある方は、「相続対策」のために行う以下の各項目についてどのようにされていますか。(複数回答)



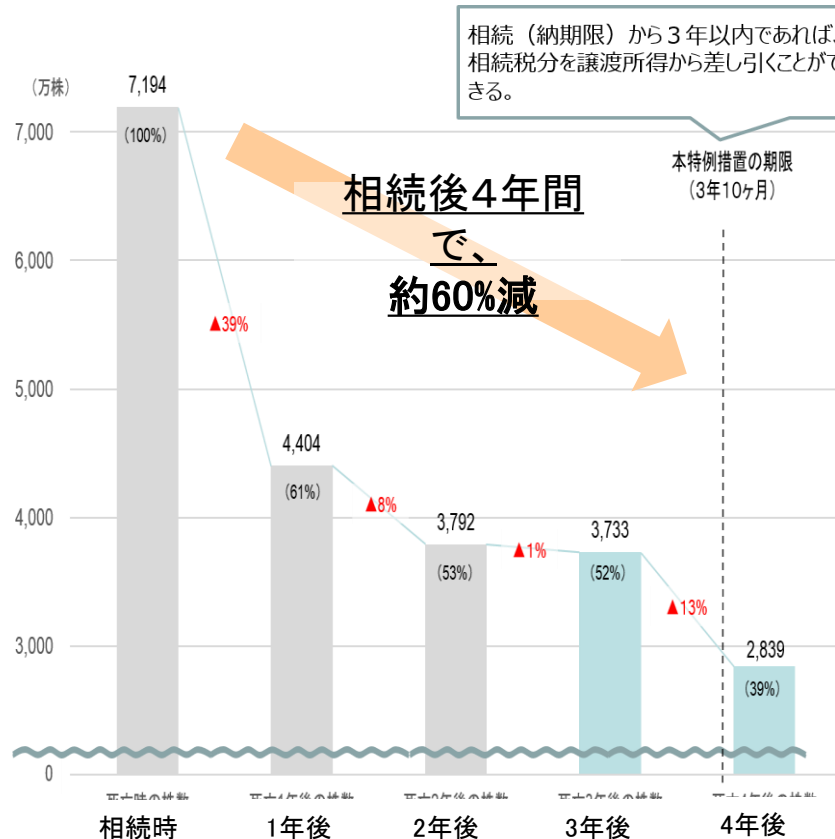
■ すでにこの対策を実施している ■ この対策を実施する予定がある ■ この対策に興味がある

(出所) 日本証券業協会「上場株式等の相続税評価額に対する個人投資家意識調査」(平成28年)

## (参考)相続後に売却される上場株式等の試算

- 相続後に売却される上場株式等は、毎年、約1.7兆円  
これは、個人の年間売り越し額約3兆円※の6割に相当。(※過去10年間の年平均)
- 今後、高齢化の進展に伴い、相続後に売却される上場株式等は、更に増加。

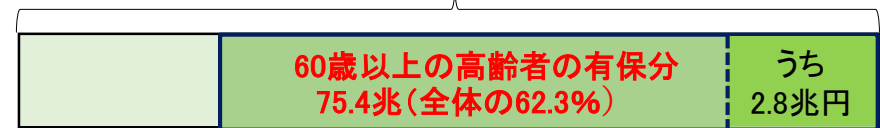
### 相続後の保有株数の推移



(出典)日本証券業協会による会員に対するアンケート  
(注)24年8月～26年8月に相続により上場株式等の移管を受けた顧客140人  
(預り資産残高の時価総額が大きい層20人×7社(一部ランダム抽出を含む))

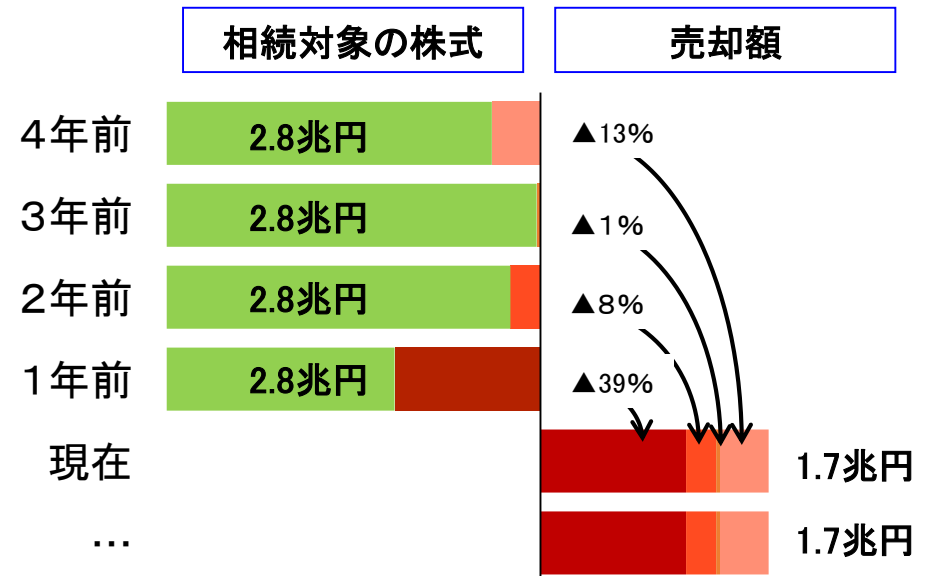
### 相続後における各年度の売却額(推計)※

全体121.1兆円



※60歳以上の高齢者が1年以内に死亡する確率(3.7%、厚生労働省「第22回完全生命表」より金融庁推計)より試算。

### 相続後の保有株数の推移より算出



## 4. 「多額の所得を得ている者」について (ピケティによる分析)

～ 納税者数の0.1%、0.01%レベルのデータ ～

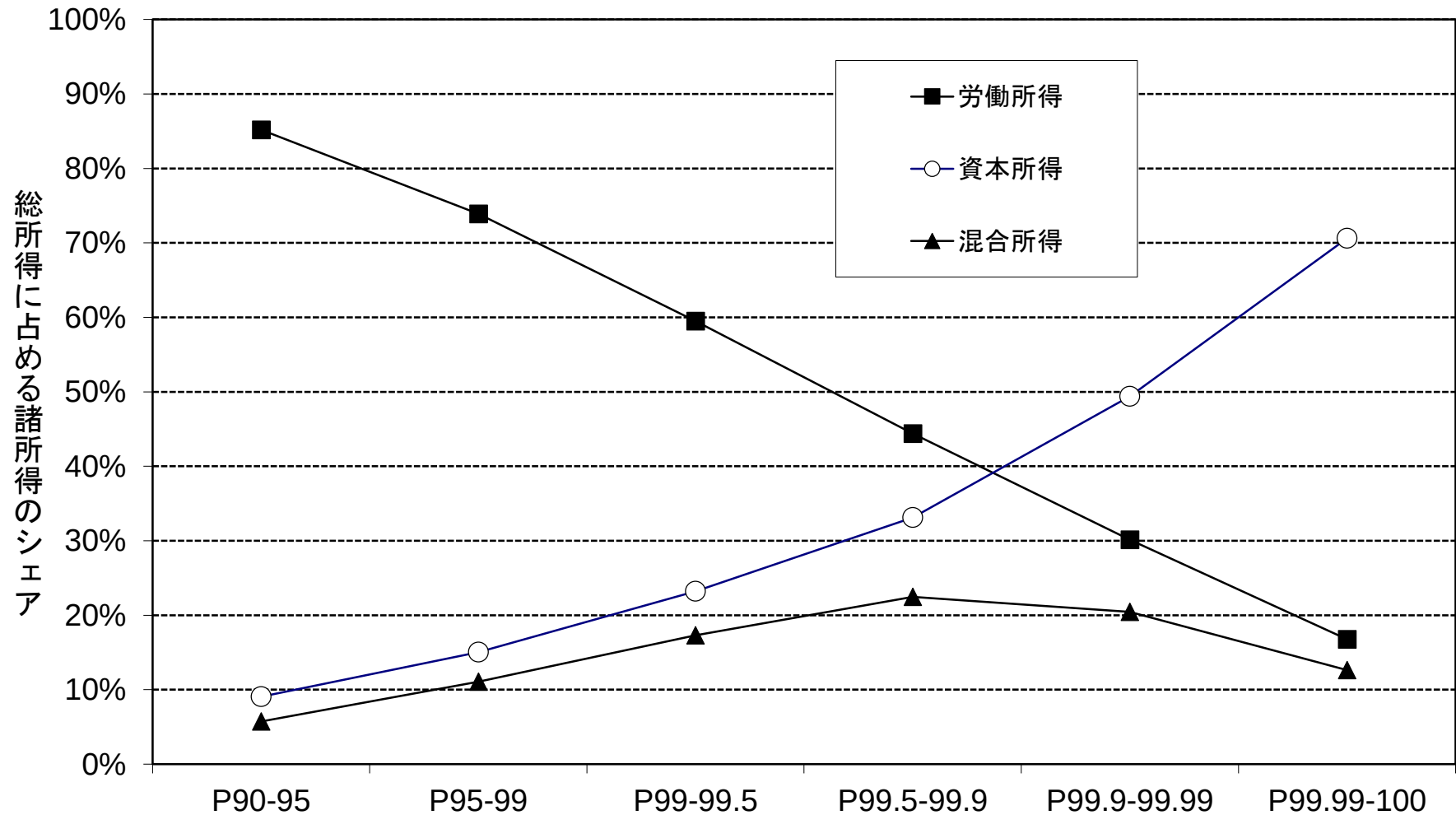
「多くの政府は資本所得を累進所得税から除外した。これは特にヨーロッパでみられる。」

「その結果のひとつとして、多くの国で税金は所得階層トップでは逆進的になっている。」

「トップ百分位でみられる明らかな逆進性は、この水準では資本所得が重要になってくることを反映している。」

＜トマ・ピケティ「21世紀の資本」(みすず書房)(抄)＞

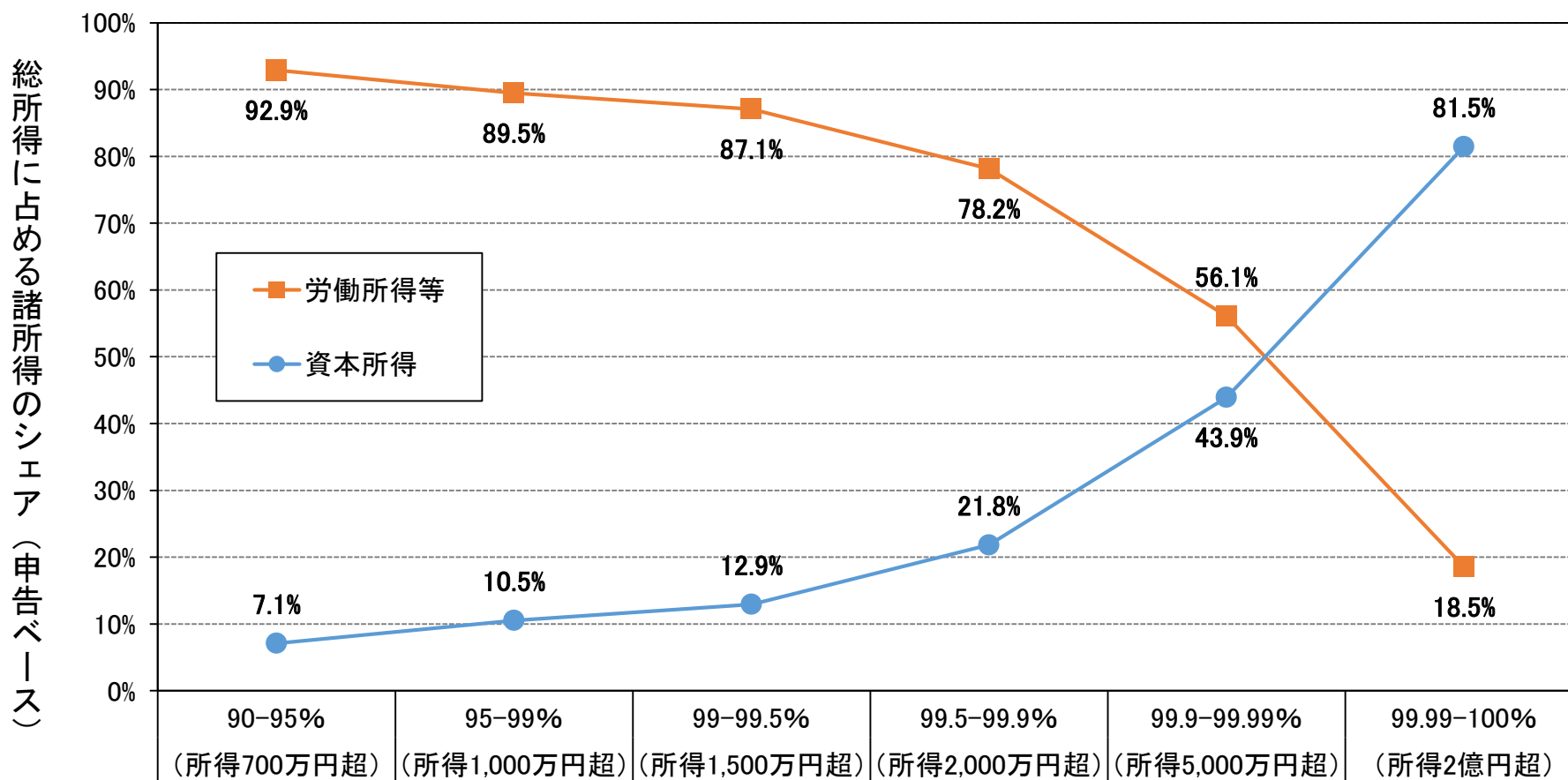
➤ アメリカでは全体の上位0.1%の水準で、所得に占める資本所得の割合が労働所得を上回る。



(出所)トマ・ピケティ氏ホームページ(<http://piketty.pse.ens.fr/en/capital21c2>)。

## 日本の高所得者の所得内訳

- 全納税者数の上位10%の所得について、資本所得(利子、配当、不動産・株式の譲渡所得等)とそれ以外(労働所得等)が占めるシェアを推計したところ、日本の場合、**資本所得のシェアが労働所得等のシェアを上回るのは、全納税者の上位0.01%(所得金額5億円超)の高所得者層(アメリカよりも一桁小さい)。**



### 全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)に占める所得者数の割合(上位10%)

(注) データの仕様上、推計にあたっては、各納税者数のパーセンタイル区分の近似値をもとにした数値を使用している。

(90%≒87.88%、95%≒94.72%、99%≒98.50%、99.5%≒99.69%、99.9%≒99.87%、99.99%≒99.987%)

(出所) 国税庁「申告所得税標本調査(令和2年分)」、「民間給与実態統計調査(令和2年分)」より作成。



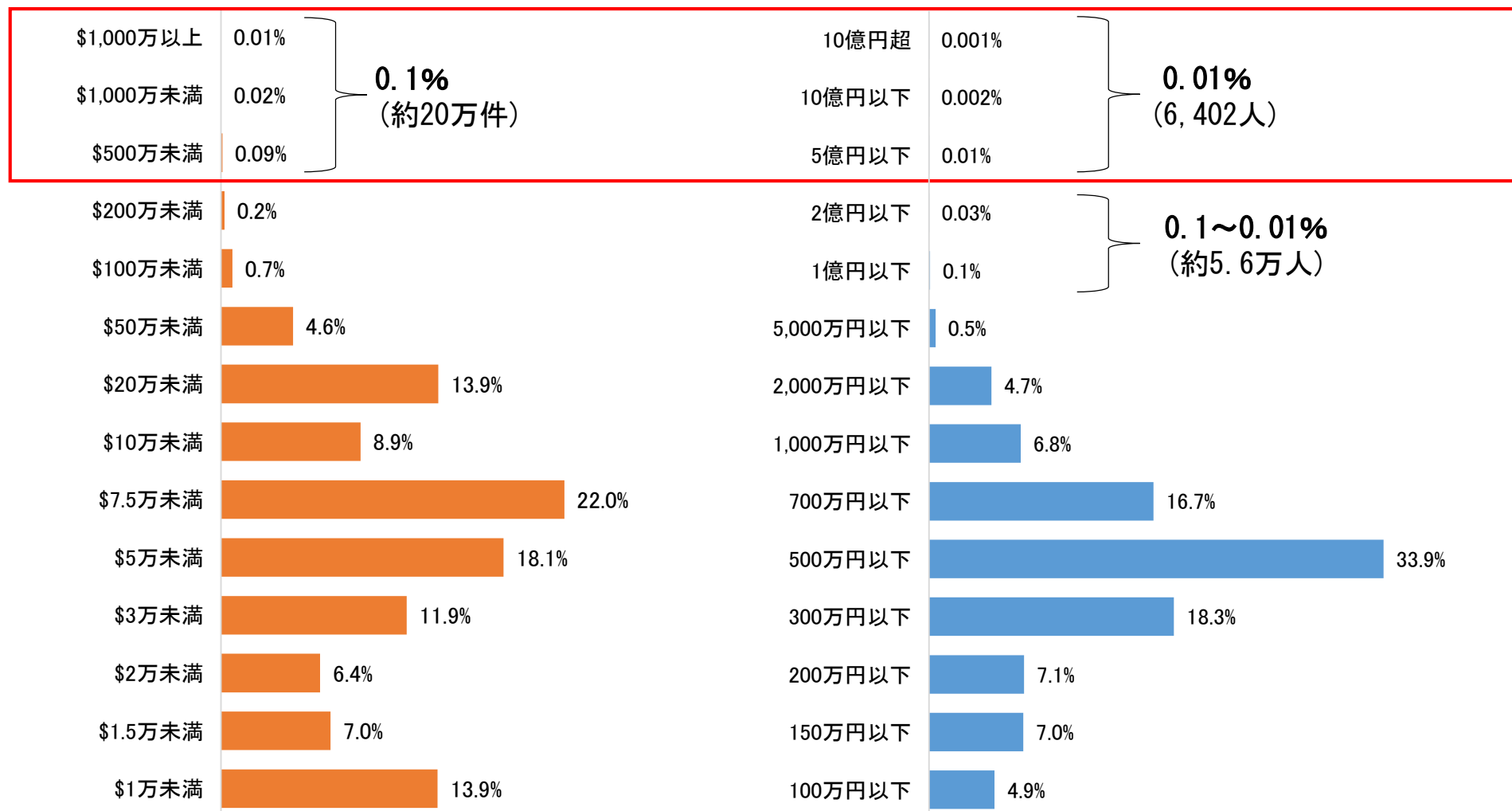
# 米国(2019年)と日本(2020年)の納税者数の分布

アメリカ:1億5,181万件

日本:4,982万人

■ 件数ベース

■ 人員ベース



(出所) IRS (2019年分) より作成

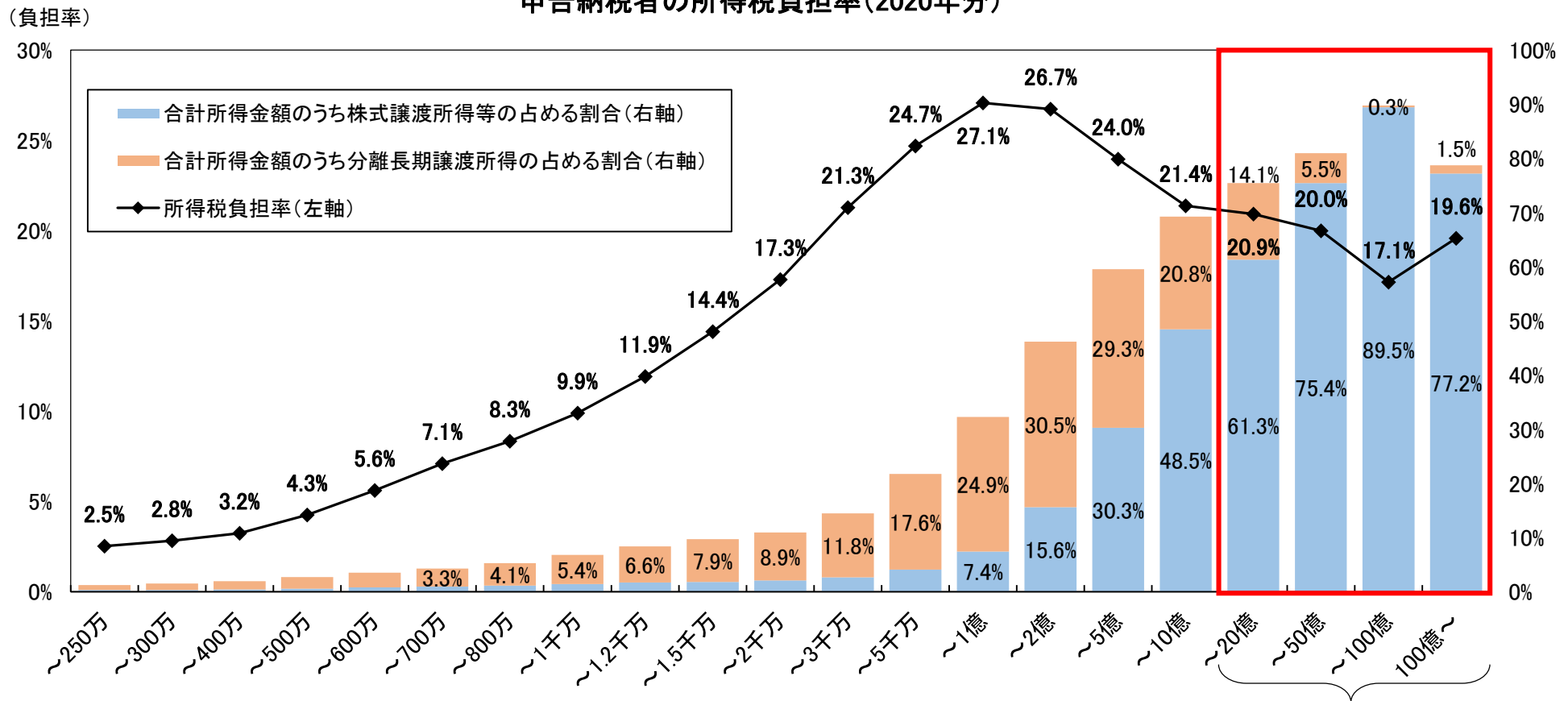
(出所) 国税庁「申告所得税標本調査(令和2年)」、「民間給与実態統計調査(令和2年)」より作成

## 5. 「多額の金融所得を得ている者」の プロファイリングについて

## 多額の所得を有する者(高所得者)について

- 資本所得の割合が勤労所得を上回る申告所得2億円超の所得階層のうち、所得税負担率の低下は、**株式等の譲渡所得等**だけでなく**分離長期譲渡(不動産)**も影響を与えており、特に20億円の層までは、**不動産が15%超の影響を与えている**。
- 所得に占める株式等の譲渡所得等(金融所得)の割合が50%を超えるのは所得10億円超の者で、そのうち**株式等の譲渡所得等があるのはわずか485人**である。こうした者に焦点をあてて分析を進めるのであれば、まずはその属性を明らかにすること(**プロファイリング**)が**必要**なのではないか。

申告納税者の所得税負担率(2020年分)

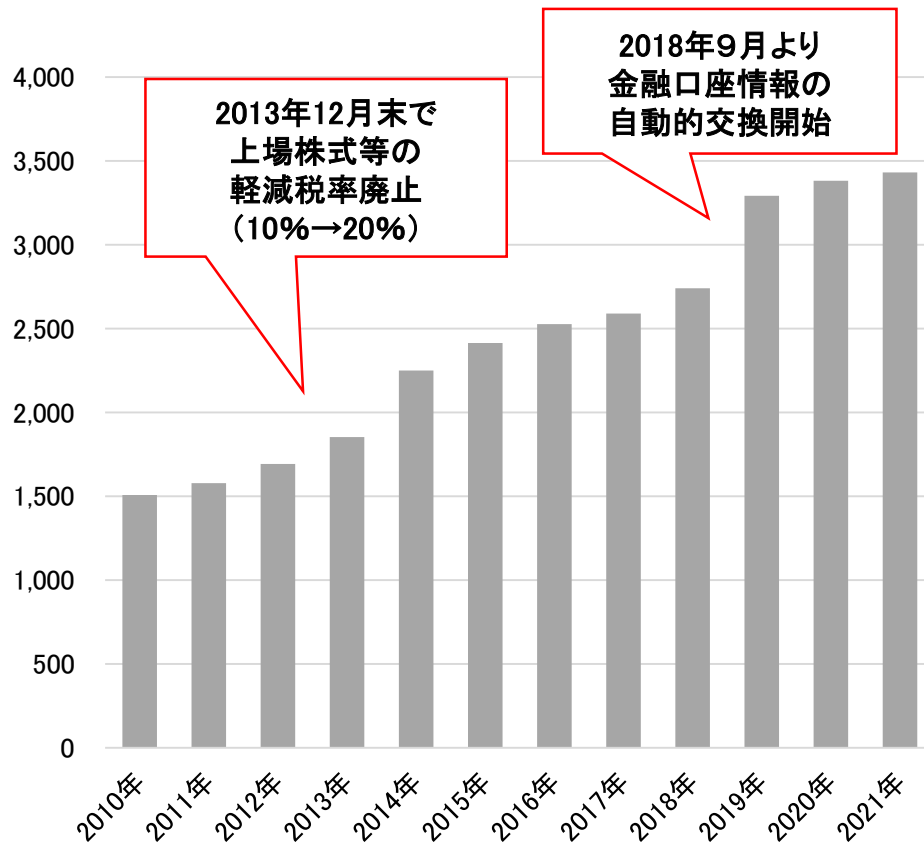


(出所)国税庁「申告所得税標本調査(令和2年分)」より作成。

株式等の譲渡所得等がある者は、485人

- 「人間の一生の中で、ある年の所得が多いということは、必ずしもその人が金持ちだということを意味しない。」
  - 同一の者が、継続的に多額の所得を得ているとは限らない。一時的な所得か、そうでないかの検証が必要ではないか。
- **ストック成長型**の富裕層が、保有していた株式を大量に売却したことによって、その年だけ多額の譲渡所得を得たケースがあるのではないか。
  - スtock成長型の超富裕層(起業家)の、起業から新規公開に至るまでの期間(2020年に新規上場した企業で平均約17年間)における労力・リスク負担と、それに対するリターンの意義についてどう考えるか。
  - 過去には創業者利益の特例(課税標準額を1/2に圧縮)があったものの、平成15年改正で凍結の後、平成17年改正で既に廃止されている。**経済成長のけん引役としてスタートアップ企業の育成に注目が集まる中、これ以上、起業意欲を減退させることは好ましくないのではないか。**
- **ストック承継型、相続型**については、資産承継時、既に相続税を支払っている点をどう考えるか。
  - 資産を承継しても、相続人間での分散や相続税の納付によって、引き継がれる資産の額は大きく減少している。また、**その相続資産の中心は不動産や現金・預貯金等であることに留意が必要ではないか。**
- **フロー蓄積型**の富裕層(給与所得を原資に、着実に金融資本を積み上げた者)が得る金融所得についてどう考えるか。
  - フロー蓄積型の富裕層は高齢者が中心であり、彼らが得る金融所得は、**老後の生活のためのお金であり、長年資産形成に励んできた成果なのではないか。**
- 国際金融センター競争、地政学的な観点について。
  - 例えば、シンガポール(相続税が非課税)へ移住する者は年々増加している。特に、税率等の引上げや税制の見直しが行われた年に加速する傾向がみられる。
  - **富裕層や企業創業者等の海外流出が加速すると、我が国の経済成長が見込めなくなるおそれがあるのではないか。**

### シンガポールに永住する邦人の推移



(出典) 外務省「海外在留邦人数調査統計」

・・・経営者では、L社のU会長が既に居住をシンガポールに移しているほか、H社のS CEOやD社創業者のY創業会長がシンガポールに移住して話題になりました。

#### － 富裕層がシンガポールを選ぶ理由 －

・・・最大の理由は税制の優遇において他にはないでしょう。シンガポールはタックスヘイブンなので多くの国の個人や法人にとって自国よりも税金の優遇があるからです。

(文春オンライン 2019年2月)

※個社名、個人名は日証協にてマスキング。

・・・H氏がシンガポールを選んだ決め手となったのは、「何より我々の存在を認めてくれるから」と語る。シンガポールのリー・シェンロン首相はかねてから「富裕層を呼び込めば彼らはビジネスを呼び込み、雇用は拡大する」と公言してきた。人口530万人のシンガポールだが、同国に資産を保有する富裕層は前年比1割増の10万人を突破したという。

(NEWSポストセブン 2013年8月)

## 土地基本法

### 第二条 (土地についての公共の福祉優先)

土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地の利用及び管理の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることに鑑み、**土地については、公共の福祉を優先させるものとする。**

### 第五条 (土地所有者等による適切な負担)

土地の価値がその所在する地域における第二条に規定する社会的経済的条件の変化により増加する場合には、**土地所有者等に対し、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。**

2 土地の価値が地域住民その他の土地所有者等以外の者によるまちづくりの推進その他の地域における公共の利益の増進を図る活動により維持され、又は増加する場合には、**土地所有者等に対し、その価値の維持又は増加に要する費用に応じて適切な負担が求められるものとする。**

### 第六条 (土地所有者等の責務)

土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

2 土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

### (参考) 政府税制調査会「土地税制のあり方についての基本答申（平成2年10月）」（抜萃）

- **土地は国民共通の限られた貴重な資源であり、公共の福祉が優先すべき資産として公共的な性格を有していることに照らせば、土地を私的に保有、譲渡又は取得することを通じて土地の便益を享受する場合には、他の資産ないし所得との均衡上、一層の税負担を求めることが必要**
- **固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、その保有の継続を前提として、資産の使用収益しうる価値に応じて、毎年経常的に負担を求めるものである。したがって、その税負担は、固定資産の処分によって支払われるのではなく、固定資産の所有により得られる収益のうちから支払われることが予定されているものといえる。**

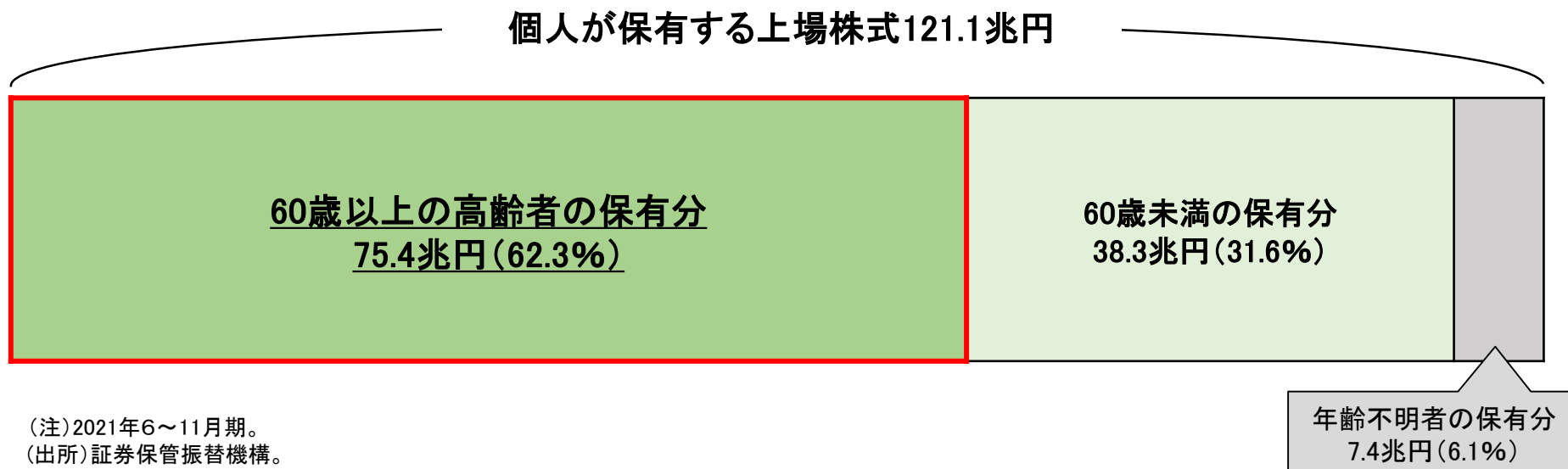
## **(参考3) 金融所得課税を考える際の留意点について (メモ)**

- 家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。その中で金融所得(利子、配当等)は主として金利の低下により減少。近年は配当が増加傾向にあり、金融所得の柱となっていること。
- 高額な金融資産保有者は、収入を年金に依存している高齢者が多いこと
- 財務省資料の約657万人の申告納税者(確定申告をした人)のデータに加え、源泉徴収で納税が完結する約4,325万人の数字も含めたうえで推計すると、現在の税率(所得税15%)でも、殆どの納税者(全納税者(約4,982万人)の約98.5%にあたる約4,907万人(概ね年間所得1,500万円以下))にとって、勤労所得よりも「重税」であること。
- 家計は、年金や保険を通じて間接的に株式での運用を行っており、直接保有の投資家に限らず、幅広い国民の利益に関係があること。
- 多くの国で所得税は所得階層トップ(0.1%~0.01%)では逆進的になっていることに着目するのであれば、まずプロファイリングを適切に行うべきこと。
- 金融所得の偏在解消には、資本所有の分散(投資家のすそ野の拡大)が有効であること。
- 株式の配当や譲渡所得に限って、源泉徴収により納税が完結する層を含めて税率の一律変更(20%→25%)による増収額を試算すると、高所得者層よりもそれ以外の層への影響が大きいこと。
- 内外の経済や市場の状況によっては、税制(メッセージを含む)が市場に影響を与え、それが実体経済に影響を与えてしまう可能性があること。



## 上場株式等の個人株主に占める高齢者の割合の推計

- 個人が保有する上場株式(121.1兆円)のうち、**60歳以上の高齢者の保有分は75.4兆円(全体の62.3%)**であり、現役世代の保有分は38.3兆円(全体の31.6%)しかない。  
⇒高齢者は、若年層と異なり、投資意欲や終活に向けた相続前の株離れ(相続税評価による歪みを含む)もあり、一旦株式を売却すると、戻ってこないのが実情。

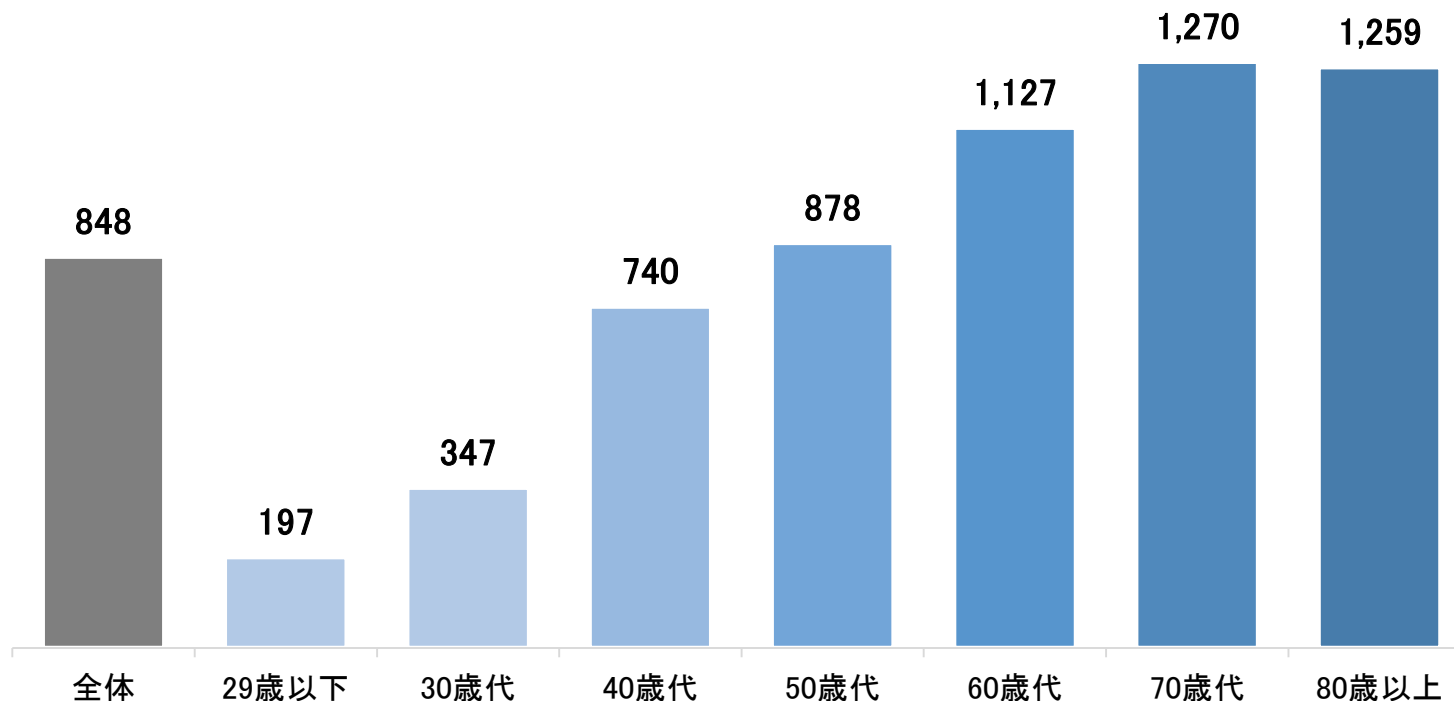


## 年代別・個人投資家の上場株式保有額

- 事実、上場株式の保有額は、高齢者ほど多くなる傾向にある（勤労所得のない無職・年金受給者が中心）。
- 上場株式の配当利回りの平均（2.41％）をもとにすると、最も平均保有金額が大きい70歳代の受け取る配当額でさえ、年間30.6万円に過ぎない。

⇒超高齢化社会を迎える日本においては、勤労所得よりも金融所得の重要性が高まっていく。

個人投資家一人当たり上場株式平均保有額  
（万円）  
（2021年6～11月期）



（出所）証券保管振替機構。

## (参考) 家計及び家計に大きな影響を与える運用主体

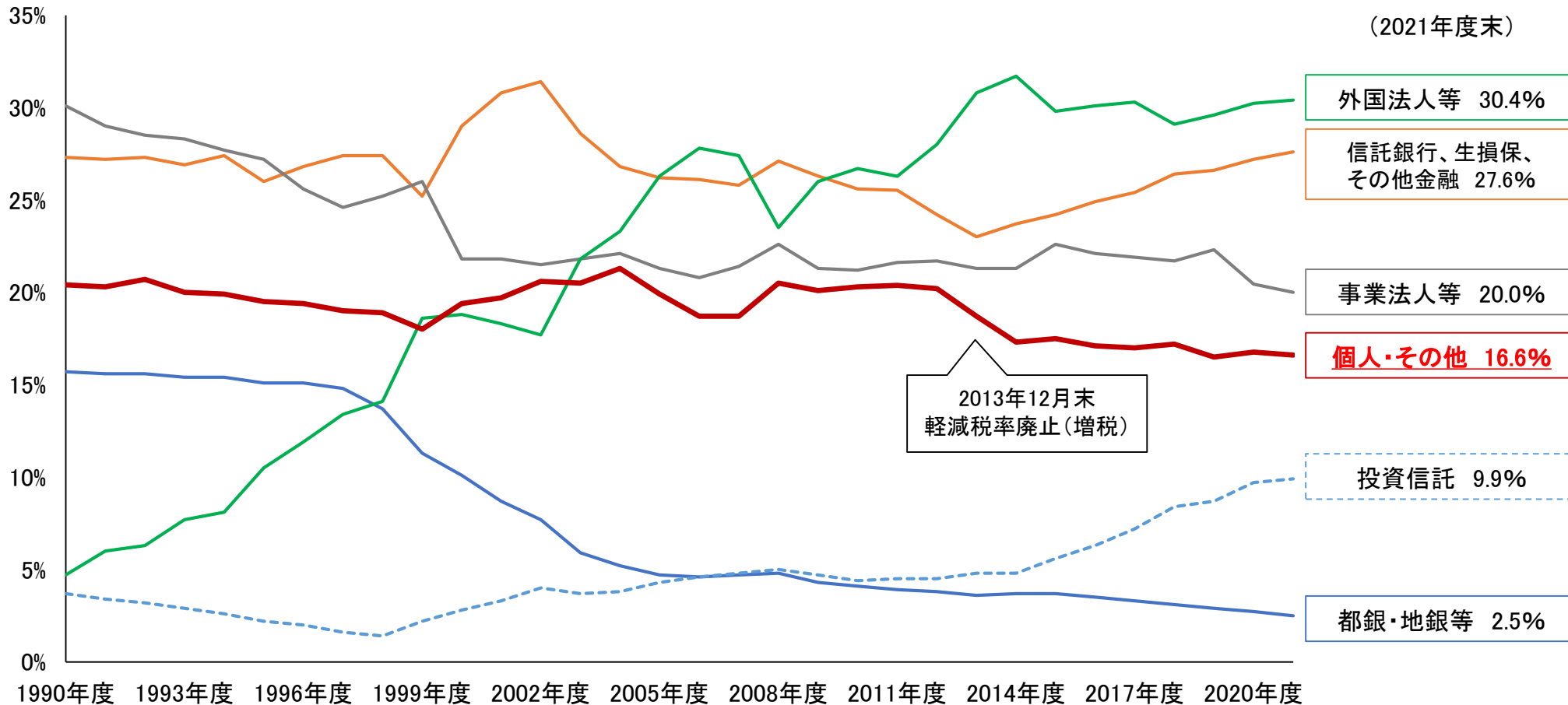
- 家計は、直接的な株式・投信への投資以外に、年金や保険を通じて間接的に株式での運用を行っている点にも留意する必要がある。

| 区分                                        | 規模(人員ベース)                                                                  | 規模(金額ベース)                                                                                    |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家計(上場株式)                                  | (個人株主数) 1,426万人                                                            | (保有残高) 120兆1,616億円                                                                           |
| 投資信託                                      | —                                                                          | (国内株式保有残高) 67兆8,250億円                                                                        |
| 厚生年金・国民年金(GPIF)<br>※国内株式での運用率約25%         | (被保険者数) 6,756万人<br>(受給者数) 4,051万人                                          | (国内株式運用残高) 49兆5,137億円                                                                        |
| 主な共済組合                                    | (組合員数)<br>国家公務員共済: 108万人<br>地方公務員共済: 311万人<br>私学共済: 61万人<br>小規模企業共済: 159万人 | (国内株式運用残高)<br>国家公務員共済: 1兆9,726億円<br>地方公務員共済: 12兆6,334億円<br>私学共済: 7,285億円<br>小規模企業共済: 7,490億円 |
| 確定給付年金(企業DB)                              | (加入者数) 933万人                                                               | (株式運用残高) 5兆4,900億円                                                                           |
| 確定拠出年金(企業型DC、iDeCo)<br>※企業型DCは上場企業の約5割が採用 | (加入者数)<br>企業型: 750万人<br>個人型: 194万人                                         | (国内株式型投信運用残高)<br>企業型: 2兆1,486億円<br>個人型: 3,726億円                                              |
| 生命保険                                      | (契約数) 2億1,341万件                                                            | (株式運用残高) 24兆3,158億円                                                                          |
| 合 計                                       | —                                                                          | 285兆5,910億円<br>※国内上場企業の時価総額<br>(約730兆円)の約4割                                                  |

(出所) 家計: 証券保管振替機構(2021年6～11月期)    投資信託: 投資信託協会(2022年3月末)、  
 厚生年金・国民年金: (人員) 厚生労働省(2021年3月末)、(金額) GPIF(2022年3月末)  
 主な共済組合: 各2022年3月末    生命保険: (契約数) 個人保険、個人年金保険の合計(各2022年3月末)、  
 国内上場企業の時価総額: 2022年3月末

## 投資部門別株式保有比率の推移(金額ベース)

- 2013年末の軽減税率廃止(増税)の際は、個人の株式保有比率は大幅低下(2012年度末: 20.2%から2013年度末: 18.7%に大幅低下)。その後も個人の株式保有比率は低下傾向を継続しており過去最低水準のままである。

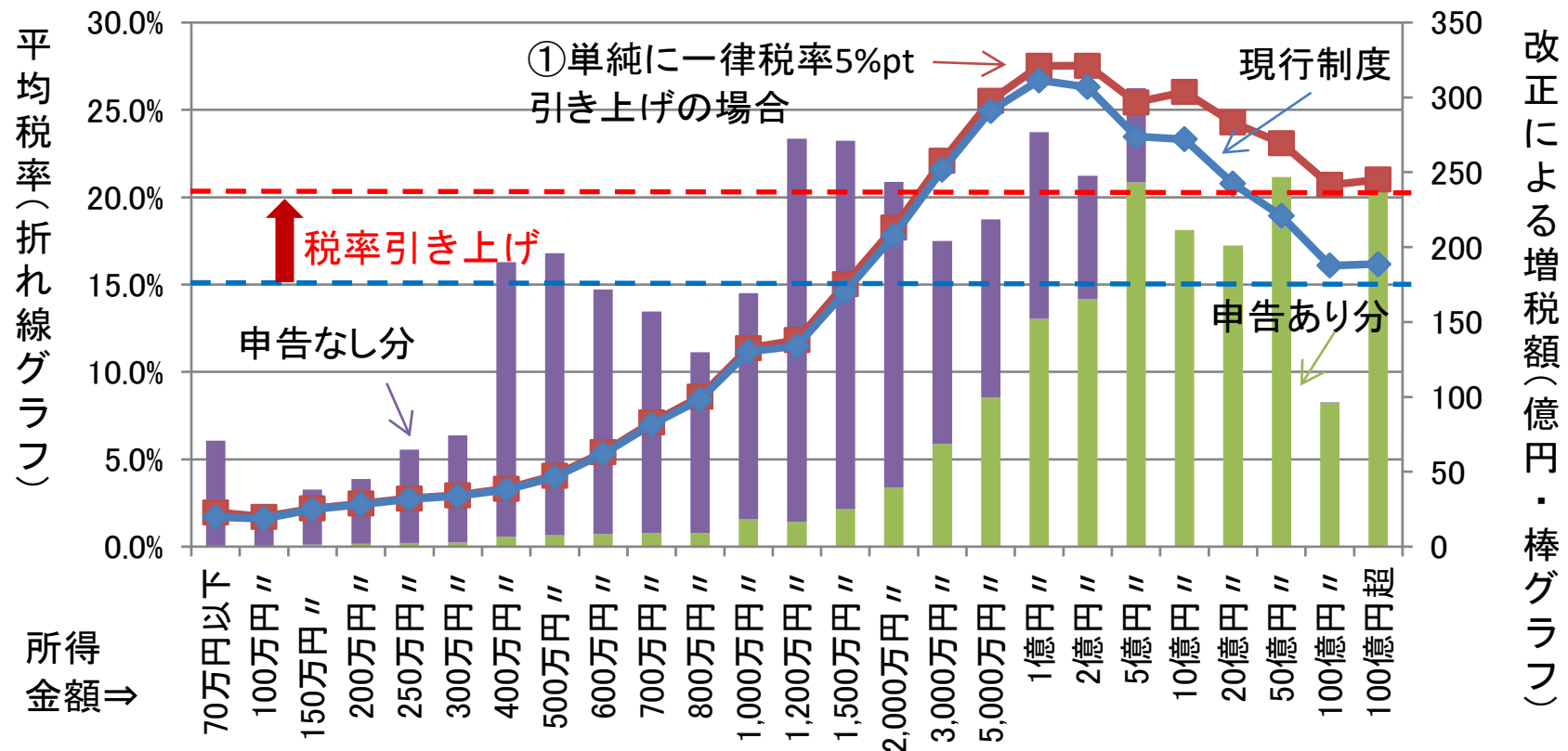


(注) 大阪証券取引所又は東京証券取引所におけるJASDAQ市場分として含む。  
「投資信託」については「都銀・地銀等」と「信託銀行」に含まれる内訳数値を表示。  
(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」

## 所得分布と金融所得税率引き上げによる影響

- 株式の配当や譲渡による所得に対する税率を引き上げた場合(国税15%⇒20%)、源泉徴収により課税が終了する層を含めて所得階層別の増税額を試算すると、**所得金額1億円超の高額所得者ではなく、それ以外の層が負担する税額の方が多くなる。**

金融所得税率引き上げ(一律引き上げ)による「平均税率」(所得税)と税収に与える影響



(注)株式譲渡・配当の税率を国税で5%pt引上げと仮定。株式譲渡・配当について申告不要・特定口座分も推計加算。  
(出所)国税庁「令和元年分民間給与実態統計調査」、「令和元年分申告所得税標本調査」等をもとに大和総研試算

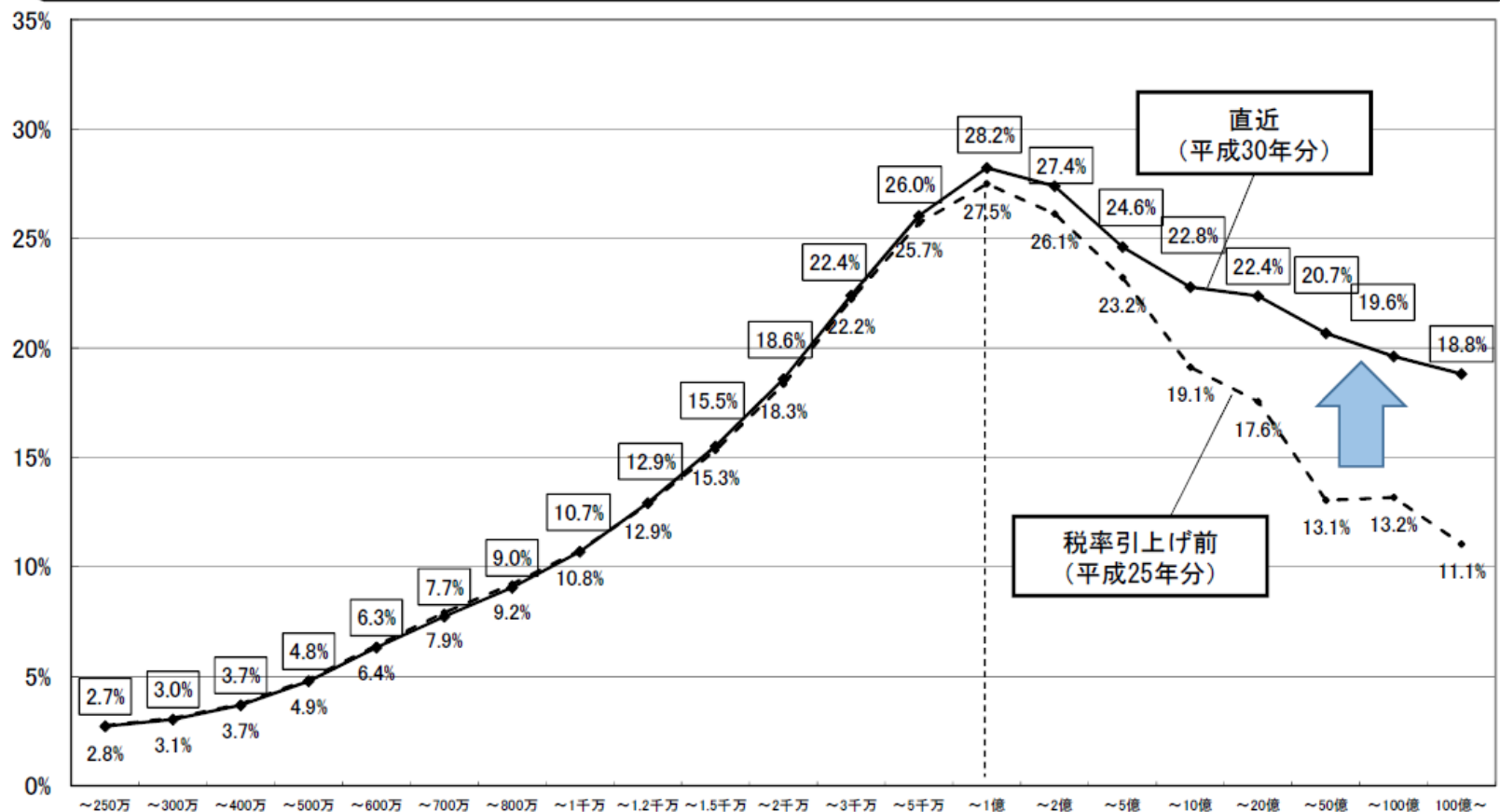
## **(参考4)財務省資料**

(注)確定申告による納税者のデータである

# 財務省資料(2020年10月22日 第3回税制調査会資料)

## 申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

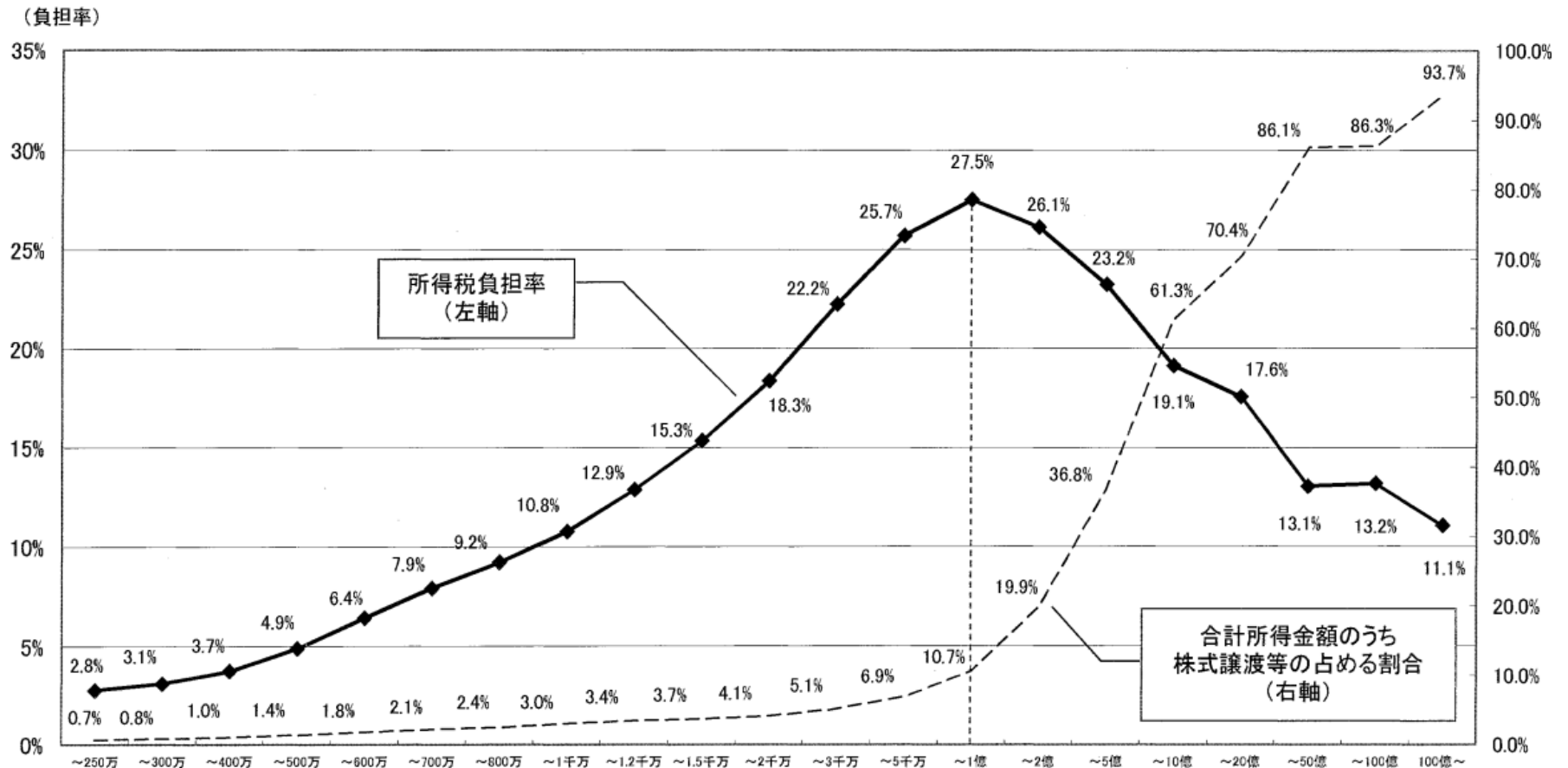
(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

申告納税者の所得税負担率(平成25年分)

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽課していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成25年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

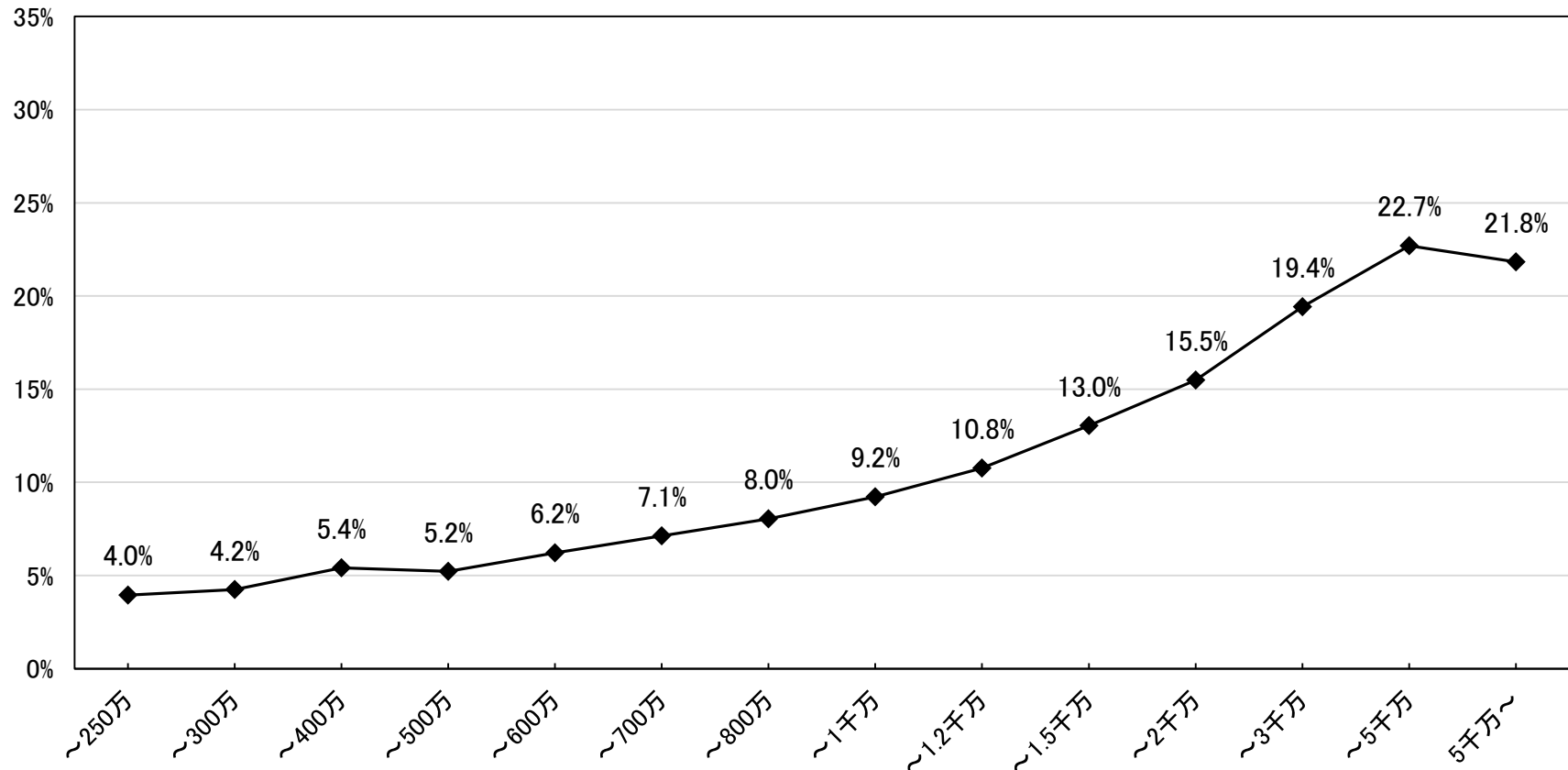
また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

(合計所得金額:円)



## 申告納税者の所得税負担率(平成17年分)

平成17年分まで、国税庁の申告所得税標本調査の合計所得金額の区分は「5,000万円超」を用いていた。  
⇒平成18年分から、現在の1億円～100億円超までの区分が用いられるようになった。



(出所) 国税庁「申告所得税標本調査(平成17年分)」より作成。

(合計所得金額: 円)

## **(参考5) 令和4年度税制改正大綱(抄)**

## 第一 2. (1)②私的年金等に関する公平な税制のあり方

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

## <参考文献等>

東京証券取引所「株式分布状況調査」、「統計月報」 投資信託協会「数字で見る投資信託」  
日本銀行「定期預期の預入期間別平均金利」  
日本証券業協会「上場株式等の相続税評価額に対する個人投資家意識調査」、「証券投資に関する全国調査」、「株式分布状況調査」

外務省「海外在留邦人数調査統計」 厚生労働省「第22回完全生命表」  
総務省「家計構造調査」 内閣府「国民経済計算」、「日本経済2021—22—成長と分配の好循環実現に向けて—」

国税庁「統計情報」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm>)  
財務省「我が国の税制の概要」([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/))  
内閣府「税制調査会」(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/>)

GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)「管理・運用状況」(<https://www.gpif.go.jp/operation/>)  
JETRO「シンガポール」(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/>)

運営管理連絡協議会「確定拠出年金統計資料」([https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/dc\\_unkan/](https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/dc_unkan/))  
国家公務員共済組合連合会「積立金等の運用状況」(<https://www.kkr.or.jp/shikin/operation/>)  
証券保管振替機構「統計情報」(<http://www.jasdec.com/material/statistics/>)  
一般社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」(<https://www.seiho.or.jp/data/statistics/summary/>)  
地方公務員共済組合連合会「資金運用状況」(<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)  
中小機構「共済資産の運用」(<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/customer/performance/>)  
日本私立学校振興・共済事業団「年金資産の運用」(<https://www.shigakukyosai.jp/shokai/shisan/>)

フォーブス「世界長者番付」(<https://www.forbes.com/billionaires/>)

IRS (Internal Revenue Service), <https://www.irs.gov/statistics>  
KPMG, <https://home.kpmg/xx/en/home/insights/2021/05/germany-taxation-of-international-executives.html>  
Thomas Piketty, <http://piketty.pse.ens.fr/en/capital21c2>

トマ・ピケティ「21世紀の資本」(みすず書房) ブランコ・ミラノヴィッチ「資本主義だけ残った」(みすず書房)

大和総研・吉井一洋「金融所得税率引上げは大衆増税」(2017年2月23日)  
大和総研・吉井一洋ほか「金融所得、税率引上げ検討？」(2018年3月2日)  
野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層は133万世帯、純金融資産総額は333兆円と推計」(2020年12月21日)  
三菱UFJ信託銀行・野口達哉、小澤嘉之「日本の富裕層マーケットに関する考察」(三菱UFJ信託資産運用情報2021年7月号)

日本経済新聞(2021年7月22日)「〈株主リーダー2021〉(4)1000億円超え「株長者」24人」